

令和2年第4回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和2年12月10日 午前10時00分 開会  
午後 4時39分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	和田善弘
書記	福原有美		

6. 会議録署名議員 5番 松林謙司 6番 谷原一安

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	5	松林 謙司	一問一答	投票環境の整備、投票所におけるコロナ感染防止策について	市 長 担当部長
				水田貯留機能を活かした（田んぼダム）の推進について	市 長 担当部長
				ヤングケアラー・介護する子どもの的確な支援について	市 長 担当部長
2	7	内野 悦子	一問一答	災害に強いまちづくりについて	市 長 担当部長
				子どもを安心して産み育てられる環境づくりについて	市 長 担当部長
3	8	川村 優子	一問一答	幼稚園・保育所の現状と今後の計画について	市 長 教育長 担当部長
				當麻庁舎及び周辺の施設の今後の計画について	市 長 教育長 担当部長
4	9	増田 順弘	一問一答	地域農業の振興について	市 長 担当部長
				新型コロナウイルス感染対策について	市 長 担当部長
				ハンコレスについて	担当部長
5	6	谷原 一安	一問一答	コロナ感染を抑制する対策について	市 長 教育長 担当部長
				住みよさランキングについて	市 長 担当部長
				市長 2 期目にあたっての 7 項目の政策提言について	市 長 教育長 担当部長
6	4	奥本 佳史	一問一答	企業版ふるさと納税を活用した税収増に向けた取組みについて	市 長 副市長 担当部長
				G I G A スクール構想の今後の取組みについて	市 長 教育長 担当部長
7	2	梨本 洪珪	一問一答	随意契約及び長期継続契約について	市 長 担当部長
8	3	吉村 始	一問一答	コロナ下の女性への影響と課題について	市 長 担当部長

				安心な業者情報の提供について	市 長 担当部長
9	1	杉本 訓規	一問一答	小・中学校の通学路について	市 長 教育長 担当部長
				子育て支援について	市 長 教育長 担当部長

開 会 午前10時00分

**西川議長** ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、出入口を開放しておりますので、ご了承ください。

なお、発言される際はマスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。なお、傍聴者におきましては情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る12月1日の通告期限までに通告されたのは9名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は9名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、5番、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

松林謙司君。

**松林議員** 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

まず第1点目が、投票環境の整備、投票所におけるコロナ感染防止策について。第2点目が、水田貯留機能を活かした（田んぼダム）の推進について。そして、最後に第3点目の、ヤングケアラー・介護する子どもの的確な支援について。以上3点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**西川議長** 松林君。

**松林議員** それでは、まず第1点目の、投票環境の整備、投票所におけるコロナ感染防止策についてお伺いをさせていただきます。私は、過去2回、兵家イトピア地区の高齢化に伴う投票環境の整備ということで、同地区内に新たな投票所開設の要望をさせていただいたことがあります。そのときの理事者側の答弁では、葛城市の選挙当日の投票所数は、旧新庄町の15か所、また旧當麻町の16か所、合計31か所の投票所を継続している状況であり、また、投票日前日までの期日前投票期間中においては、期間中を通じて2か所を開設、1投票所当たりの有権

者数や面積などからも、他市の状況と比較しても多く設置している状況である。さらに、旧自治省から示されている投票所の増設基準においては、投票所までの距離が3キロメートル以上で、投票区の選挙人数がおおむね3,000人超の場合に増設に努めることとされている。このような観点から、現時点においては、投票所の増設の要望に応えることはできないと、このようなご答弁をいただいております。これは3年ほど前のご答弁であります。あれから社会状況も大きく変化をしております。現在、コロナ感染拡大第3波の中、しかも、季節も冬となり、世界的には新型コロナウイルスによる死者数が150万人を超え、感染者数は急速に拡大している状況であります。また、特に今からの時期、北半球ではインフルエンザなどの感染症が流行しやすい季節となっております。日本におきましても、インフルエンザとコロナ感染の同時流行も懸念するところであり、コロナ感染防止のためには、特に3密、密閉・密集・密接を避けることが大事であります。そのためにも、特に換気も大事となってくるわけですが、特に今からの時期は気温も下がり、投票所自体の換気もなかなか大変になってくると思いますが、ここで伺いをさせていただきます。投票所における新型コロナウイルスの感染防止対策はどのように実施をされておられるのか、お聞かせをください。

**西川議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの松林議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

今回、10月に執行いたしました葛城市長選挙でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染が見られる中で初めて執行した選挙となっております。他の自治体におけます選挙の執行体制等を見学したり、様々な情報を収集しながら、有権者の方々に安心して投票いただけるよう、様々な対策を検討、準備をさせていただきました。まず、期日前投票所の感染症防止対策でございますけれども、投票所出入口付近の2か所に手指消毒液を設置しております。それから、投票用紙等記入用鉛筆を使い捨て鉛筆に変更、それから、マスク着用の徹底を図りまして、投票に来られた有権者がマスクを着用されていない場合は、マスクをお渡しし、投票をしていただいております。また、投票受付におきましては、飛沫感染防止用のパーティションを設置。それから、投票用紙配布時には、選挙事務従事者がゴム手袋を着用した上で手渡し。それから、記載台では、有権者が密とならないよう、1枠の間隔を確保した上で投票していただき、投票所混雑時には入場制限、また当麻庁舎では、換気扇と2台の空気清浄機を常時稼働させ、換気を行うなど、様々な対策を講じさせていただいたところでございます。このような対策によりまして、期日前投票期間中に大きな問題等はございませんでしたので、投票日当日の各投票所におきましても、期日前投票所と同様の感染症防止対策をさせていただいたところでございます。

**西川議長** 松林君。

**松林議員** ありがとうございます。各投票所における新型コロナウイルスの感染防止対策の取組をお聞ひいたしましたが、投票日当日の投票所は、葛城市内で計31か所で実施されておりますが、投票日前日までの期日前投票期間中においては、期間中を通じての2か所の投票所、当麻庁舎と新庄庁舎を開設しているということで、期日前の期間中にこの2か所の投票所に、投票を

済ませるようにする人が集中することになろうかと思えます。2003年に導入された期日前投票、利用者は徐々に増え、2017年の衆院選では、ついに2,138万人。この選挙のときは台風が接近していたこともあり、早めの投票を心がけたことで2,000万人台となりました。いずれにしても、全国的にも期日前投票制度の利用率は高まっております。選挙の種類によっても多少異なることはあるでしょうが、本市におけるここ数年の国政も含めた選挙の期日前投票の利用率をお示してください。

**西川議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

期日前投票制度でございますけれども、議員ご紹介のとおり、平成15年6月11日に公布され、同年12月1日から施行されております。従来の不在者投票制度が改められ、選挙期日前の投票手続の簡素化、有権者が投票しやすい環境が整えられたというところでございます。そのような中で、本市におけるここ数年の投票者総数に占める期日前投票者数の割合を選挙別に申し上げますと、平成28年度執行の参議院議員通常選挙、これは選挙区でございますけれども、そこでは39.56%、令和元年度では44.93%になってございます。それから、少し古いですが、平成26年度執行の衆議院議員総選挙におきましては36.91%、平成29年度では53.48%。ここで大きく伸びているのが、このときは、先ほどもご紹介あったように、台風の接近が大きく影響をしておるというところでございます。それから、平成27年度執行の奈良県知事選挙では37.66%、平成31年度では39.91%。それから、平成25年度執行の本市の市議会議員選挙では33.34%、平成29年度では53.16%となってございます。このときも台風の接近が大きく影響をしておるというところでございます。それから、平成28年度執行の市長選挙でございますけれども、38.67%。それから、先日行われております令和2年度の市長選挙では43.60%となっており、投票者総数に占める期日前投票者数の割合が約40%を超えるといった状況でございます。国政、県、市の選挙により、有権者数の捉え方や期日前投票期間等に相違があるものの、年々、期日前投票に来られる有権者数は増加傾向にございます。

以上です。

**西川議長** 松林君。

**松林議員** ありがとうございます。全投票者のうち、4割弱から5割強の人が期日前投票制度を利用されてるということで、これらの人が、市内に2か所の期日前投票所を利用して投票しているわけですが、有権者が安心して投票のできる環境を一層整備して、投票率の向上を図っていくことは重要な課題であります。特に現在、投票率に影響を与える要因としては、投票所のコロナ感染対策、3密の回避、分散投票などが大事であります。期日前の投票所の増設、移動投票所の導入も検討されるべきだと思っております。

令和2年3月4日に、総務省より各都道府県選挙管理委員会委員長に、選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への更なる対応についてという通知が出されております。そこには、選挙管理委員会においては、地域の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、投票日当日、投票所に選挙人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用の呼びかけを検討すること。その際、選挙人の分散を図る観点から、期

期日前投票所の増設や移動期日前投票所の活用、期日前投票所内の設備の増強を図るとともに、投票所や期日前投票所の混雑状況やその見込みに関する情報提供に努めるなど、混雑対策について十分に留意すること。なお、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、公職選挙法第48条の2第1項第6号の事由に該当し、期日前投票を行うことができると解されることとあります。公職選挙法第48条の2第1項第6号には、天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であることと、このようにあります。すなわち、選挙管理委員会は、期日前投票所の積極的な利用の呼びかけをすること。その事由として、新型コロナウイルス感染症が心配されるため、投票所に行くことが難しく、投票することが難しいというこのような状況は、公職選挙法第48条の2第1項第6号に定められている、選挙人を期日前の投票所において投票を行わせることのできる事由の1つである。天災や悪天候によって投票所にたどり着くのが難しく、投票できないという事由と同じ条件に当てはまると選挙管理委員会は解釈をして、選挙人を期日前の投票所で投票を行わせることができるということであろうかと思いますが、さらに、この通知では、期日前投票の積極的な呼びかけと選挙人の分散を図る観点から、期日前投票所の増設や移動期日前投票所の活用、期日前投票所内の設備の増強を図ることを選挙管理委員会に求めています。

現在、季節も冬となり、新型コロナウイルス感染拡大、またインフルエンザの同時感染も懸念されるところであります。ここで改めてお伺いをいたしますが、現在、期日前投票所は、當麻庁舎と新庄庁舎、この2か所ということとありますが、選挙人の分散投票、3密を避けるためには、どうしても投票所の数が少ないのではないかと思います。期日前投票所の増設や移動期日前投票所の活用などについて、どのようなお考えか、お考えをお示してください。

**西川議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

先ほども議員の方からご紹介いただきましたように、平成16年の合併以降、葛城市における投票所数は、旧新庄町区域が15か所、それから旧當麻町区域で16か所の、合計31か所の投票所を継続しており、また、期日前投票におきましても、告示日の翌日から投票日前日までの期間を通じまして、午前8時30分から午後8時までのフルタイムで、両庁舎2か所で開設を行っておるところでございます。

議員ご紹介の、総務省からの通知でございますけれども、本年3月に新型コロナウイルス感染症への更なる対応についてという通知がなされておるのは、承知しておるところでございます。そこには、選挙人の分散を図る観点から、期日前投票所の増設や移動期日前投票所の活用により、混雑対策について十分に留意するようという周知が行われたところでございます。本市の選挙管理委員会といたしましても、新型コロナウイルス感染症対策について、投票日当日の集中を避けるため、期日前投票の利用啓発を広報誌や防災行政無線等において行わせていただいたところでございます。それらの効果もありまして、市長選挙の期日前投票者数においては、高い投票率として表われていると認識をいたしておるところでございます。

ちなみに、本年4月以降に執行されております県内他市の選挙におきまして、期日前投票

所を増設されたという実例、実績はございませんでした。また、移動期日前投票所におきましても、山間部の統廃合がなされた投票区におきまして、時間制限を設けながら実施されているという状況でございました。これら他団体の動向等も含め、選挙管理委員会において、今後の在り方についての話し合いはなされておるところでございますけれども、期日前投票所の増設や移動期日前投票所の導入につきましては、場所や通信機器の整備に係る費用、人員の確保、周知期間や導入のタイミング等、様々な懸案事項があることから、今後の検討課題として捉えられているところでございます。

**西川議長** 松林君。

**松林議員** ありがとうございます。続きまして、第2点目の、水田貯留機能を活かした（田んぼダム）の推進についてお伺いをさせていただきます。大和川は、その源を笠置山地に発し、初瀬溪谷を北西に流れ、大和郡山市坂東で春日山から南流する佐保川を合流し、大和平野の大小多数の支川を合わせながら、亀の瀬溪谷を経て、大阪湾に一気に注ぐ一級河川であります。奈良県内の流域には157本の支川が放射状に位置し、大和川に流れ込み、一本の流れとなっております。大和川流域では、昭和57年8月の被害を筆頭に、これまで数多くの浸水被害が発生しております。近年でも、平成19年7月に1,000戸を超える浸水被害が発生しており、流域内で毎年のように被害が発生をしております。以前は山、森、林、田畑がスポンジのように水を吸い込んでいたので、雨が降ってもすぐに川の水が増えるようなことはなかったけれども、市街化が進み、建物がたくさんできて、地面がコンクリートやアスファルトで覆われるようになりました。降った雨がそのまますぐに川に流れ出て、洪水が起こりやすくなったことが大きな要因でもあります。

また、さらに最近では地球温暖化がその一因とも言われております。豪雨災害も激甚多発化の傾向にあることも、もう一つの要因でもあります。昭和58年に、流域の市町村と奈良県と国土交通省、近畿地方整備局は、大和川流域総合治水対策協議会を組織し、治水に関する様々な協議をしながら、大和川流域の総合治水対策を進めてまいりました。平成24年5月22日、大和川流域総合治水対策協議会第23回の協議会で、治水に対する基本方針が見直され、合意が図られたようであります。その基本方針とは、今後はよりためることです。その理由として、浸水被害対策として、従来の河川、水路改修の流す対策だけでは下流からの順次対策となり、長期間を要することから非効率であるとの理由からであります。さらに、具体的には、これ、即効性があること、下流の改修状況に関わらず、上流で対策可能なため対策が有効である。そして、上流で対策が有効、これは、上流、下流の連携により、浸水地域内の上流でためることで下流への被害軽減が図れる。そしてまた、より多面的な対策が可能となる。浸水地域上流には、公共施設、ため池、水田等、貯留可能な施設がある。集中豪雨に対して有効な対策である。近年のゲリラ豪雨に対しては、一時的に貯留することで下流の河川、水路への流出を抑制し、急激な水位上昇を抑えられる。ためる対策を進めることで、河川、水路改修の流す対策と組み合わせることにより、流域全体の治水安全度を段階的に上げることが可能となります。上流域であふれる水を一気に下流に流さずに、上流で一時ためて、徐々に下流域に流すことで浸水被害を緩和、軽減することが期待できます。



ここで伺いをいたしますが、大和川流域整備計画実施要領によりますと、流域対策の市町村別目標対策量、最小必要量が市町村別に設定されていると思いますが、まず、雨水貯留浸透施設の目標対策量、そして、ため池治水利用施設の目標対策量、それぞれ本市における目標対策量、最小必要量と、現在の目標に対してどこまで達成できているのかをお示ください。

**西川議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

大和川流域整備計画につきましては、先ほどおっしゃられました、昭和57年の大和川大水害を機に、大和川流域を洪水被害から守るため、昭和60年に県と市町村の連携により、市町村別に目標流域対策量を設定し、流出抑制に取り組んでおります。葛城市におきましては、旧町時代からそれぞれ設定されたものを引き継ぎ、それらを合算した対策量となっております。雨水貯留浸透施設の目標対策量は1,890立方メートル、これに対し2,322立方メートルの対策が進んでおり、122.9%の達成率となっております。

次に、ため池治水利用施設の目標対策量は4万立方メートル、これに対し1万2,755立方メートルが対策済みとなっております、31.9%の達成率となっております。葛城市における目標流域対策量は、これらを合計いたしました4万1,890立方メートルとなり、これに対し1万5,077立方メートルの対策が進んでおり、36.0%の達成率となっております。

以上です。

**西川議長** 松林君。

**松林議員** ありがとうございます。ため池などを利用した治水対策など、様々な取組をされていると思いますが、本市における治水対策はどのような取組をされておられるのかをお示ください。

**西川議長** 都市整備部長。

**松本都市整備部長** この流域対策には、ため池治水、学校のグラウンドを利用した雨水貯留浸透施設、水田貯留がございます。現在葛城市におきましては、ため池治水及び雨水貯留浸透施設により対策に取り組んでおります。雨水貯留浸透施設につきましては、旧町時代からおのおの対策しております。ため池治水につきましては、地元の協力もいただき、平常時の池の水位を下げ、その下がった水位分を治水容量として創出する余水吐を改修する工法を、経済面も考慮し、採用しております。現在、達成率は32%でございますが、令和2年度におきまして、新在家大池、柿本池の2か所の池を整備しており、2万1,500立方メートルの対策量となっております。令和3年度におきましても、藤ノ木池、疋田池の2か所のため池を整備し、約1万5,000立方メートルの対策量を計画しております。令和3年度末には約5万1,500立方メートルの対策量となり、目標対策量に達する見込みでございます。

以上です。

**西川議長** 松林君。

**松林議員** ありがとうございます。各地で豪雨に伴う洪水被害が発生をしておりますが、将来は、気候変動等の影響によって更に洪水のリスクが高まると予測されております。ダム等の施設整

備も重要ですが、その対策については多大な時間と費用がかかります。一方で、安価で迅速に実施のできる豪雨対策の1つに、水田の貯留機能を活かした対策、いわゆる田んぼダムが挙げられます。本来、田んぼダムは周囲をあぜで囲まれているため、雨水を一時的に貯留することができます。ちなみに、日本の水田の面積は280万ヘクタール、そのうち整備された田んぼ140万ヘクタールには、田面から30センチ、そして、残りの未整備の田んぼ140万ヘクタールには、田面から10センチの貯水能力があるとする、60億トンの水をためることができます。これは現在日本にある洪水調整ダム300か所以上の約4倍の能力を持っていることにもなります。整備をされた田んぼのあぜ、畦畔の高さは、水田整備の技術基準では30センチの高さにするのを基準としておりますが、その30センチの根拠は何かをお示してください。

**西川議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 皆さん、おはようございます。産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご質問の、整備された水田の畦畔の高さが30センチの根拠でございますが、大和川水田貯留に関する技術基準におきまして、水田貯留による湛水深は10センチを標準としており、営農への影響の前提条件として、水稻の許容湛水を、湛水深30センチ、24時間以内とし、外畦畔の形状には、上幅30センチ、高さ30センチ、法面勾配1対1程度の台形を標準とすると定められております。

以上でございます。

**西川議長** 松林君。

**松林議員** ありがとうございます。田んぼダムとしての機能を発揮するためには、許容湛水深30センチ程度のあぜ、畦畔基準高を取るのが適当であるということになります。また、本来田んぼにたまった水はゆっくりと流出するため、下流の排水路の急激な水位上昇を抑える洪水緩和機能を発揮します。そしてさらに、この機能を人為的に高めるために、排水口に排水管により小さな穴の開いた調整板を設置して、水の高さを上げたりして流出を抑え、防災・減災として田んぼダムを活用する取組が、新潟県を中心に広がっております。水面を10センチ高くすれば、1ヘクタールで1,000立方メートル、100万リットルの貯水が可能となります。25メートルプールの3面分にも相当をいたします。面積が増えれば大きな効果も期待できるるところであります。

奈良県においては、田原本町、広陵町、大和高田市、大和郡山市、桜井市、橿原市、斑鳩町で実施をされております。これは、先ほどの大和川流域整備計画実施要領に示されておりました対策量に、水田貯留対策量も平成29年2月より新たに加わったことも考えられます。ここで改めてお伺いをさせていただきますが、本市における田んぼの耕地面積と従事されておられる農家数をお示してください。

**西川議長** 産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

ただいまのご質問ですが、本市の耕地面積といたしまして、農地台帳に登載されている面積は約835ヘクタール、農家数は1,196戸となっております。

以上です。

**西川議長** 松林君。

**松林議員** ありがとうございます。農家の皆様にもご協力をいただき、田んぼダムを実施できた場合、かなりの貯水能力が期待できるところであります。2015年9月に国連サミットで採択をされたSDGs、国連加盟国193か国、2030年までに達成をするために掲げたSDGsの、誰ひとり置き去りにしない持続可能な開発目標の17の目標のうち、13番目には、気候変動に具体的な対策を、気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取るという目標があります。最近では地球温暖化がその一因とも言われております。豪雨災害も激甚多発化の傾向にあります。気候変動によるゲリラ豪雨等の内水氾濫に対して、田んぼが有する貯水機能を活用した田んぼダムによる治水対策をより具体的に、緊急性を持って実施をするべきであると思いますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示してください。

**西川議長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。昨今の雨の降り方というのは異常でございますので、いつ、どのような場所で水害が起こってもおかしくないという状況であるようには認識しております。その中で、今、部長の方から説明がありましたように、葛城市といたしましては、どのような治水対策をするのがいいのかということを考えてまいりました。その中で、県が目標数値を決めております、雨水もしくはため池の活用の中では、目標をクリアできる状態まで来ております。当初、この取組に入りましたのが約3年から4年前になるんですけども、葛城市にとって、どのような治水対策が一番適しているのかという判断をまずさせていただいたところでございます。その中の検討事項の中には、当然のことながら、田んぼダムもございました。ただ、水田の場合ですと、30センチのあぜ幅、高さ等を取りますと、作業性に非常に問題があるという観点。それと雨の降る時期が、稲の生育の時期にどのような影響がひそむのかと考えますと、なかなか田んぼダムに踏み込むのは難しいのではないかという思いと、もう一つは、葛城市の条件からいいますと、非常にため池の数が多いというエリアでございます。その当時のことですので、たしか164、5あったように思うんですけども、そのような状況も考えますと、葛城市にとっては、ため池というものを最大限活用するのがいいであろうという判断の下に補助事業を求めました。その中で補助事業を採択していただきまして、令和2年度、令和3年度で約4つの池を治水対策として活用させていただく。それで、ここには書いてないんですけども、さらに翌年には、もう一つの池を対応するというところで、約6万立方メートルの治水が行えるということです。じゃあ、果たしてこれで足りるのかと、いいますと、県が求める最小限の治水対策量はクリアできるんですけども、安全係数といえますか、これはかなりのものを見ておかないといけないという考え方に立っておりますので、6万立方メートル以上の治水対策を今後やりたいという思いでございます。

その中の1つとして、もし、ため池の活用がその水系の中で可能でないということであれば、議員がご指摘の、水田を使った形での治水というのはあり得るという判断をいたしておりますが、まず、今現在取り組んでおります、ため池の改修作業をしていきたいという思いでございます。ため池の改修作業というのは、治水だけではなく、ため池の強化にはつなが

っております。山間エリアにつきましては、大雨が降る前に事前放流を促しているところではございますが、水位を下げる作業をいたしますと、ため池の事前放流に対する、ある種、堤の強化にもつながるといふ考えを持っておりますので、まずはため池の方から入っていきたいという思いでございます。議員からご指摘いただきました意見を参考に、今後とも治水対策は取り組んでいきたいと考えております。治水と申しますのは、災害に対する治水対策でございます。

以上でございます。

**西川議長** 松林君。

**松林議員** ありがとうございます。ある仏典には、森羅万象の構成要素として、地、水、火、風、空、五大種が説かれております。この五大種を宇宙に見れば、大地があり、水があり、火があり、空気があり、地球環境それ自体が1個の大きな生命体とも言えます。土と水と太陽と空気、そして自然の恵みを利用して米を育てる田んぼは、生命を支える源である食を生み出し、土砂の流出と水害の軽減、防止、地下水を涵養、井戸枯れや水不足を緩和、水質を良くしたりします。まさに稲作は、水をはじめとする自然の恵みを様々な面でコントロールする技術であるとも言えます。稲作は生命の源、食を生み出し、自然環境を守る働きを担っていることを改めて認識し、その恩恵に感謝するところであります。また、日頃より米づくりを支えていただいております農家の皆様のご苦勞に対しまして、感謝申し上げるところであります。

今年にはコロナ禍の中ではありましたが、季節は巡り、実りの秋となり、稲の収穫時期を迎えました。しかしながら、本市の田園を見渡すと、トビイロウンカの影響により坪枯れの状況が目立ち、その影響は大きく広範囲に及びました。社会全体がコロナ禍の影響により経済活動が落ち込む中、稲作農家にとって、稲の収穫により予定をしていた収入が、トビイロウンカの凶作で収入減少となります。コロナ禍の中でのトビイロウンカの影響による収入減少は、大変に厳しいものがあると思います。もう既にトビイロウンカの影響で坪枯れとなった稲は刈り取られ、当時の面影はありませんが、凶作の被害を受けた農家の皆様が、来年も意欲を持って米づくりをしていただけるのか。耕作意欲の喪失につながることはないように、少しでも農家の皆様が来年の米づくりに向けて頑張ってくださいのためにも、本市において、慰勞金も含めた支援策を検討するべきであると思いますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示してください。

**西川議長** 阿古市長。

**阿古市長** 今年のウンカの被害というのは、私自身も、ここ数年と申しますか、この20年来ぐらい見ますと、異常な被害です。普通ですとウンカの被害というのは、よく坪枯れという表現をされますので、坪状になった被害というのが、ひどい状態ではそういう表現なんですけど、今回の被害は一面で、坪枯れ以上の被害が出てる。田一面全てウンカの被害が出てるといふような状況でございます。ですので、被害としては、非常に異常な被害であるという認識をしているところでございます。議員ご指摘の話なんですけど、農業共済の話も、実はご存じやと思います。その中であえて質問されてるとは思うんですけども、本来はそのようなシステムの中で解決される問題なのかなという思いがあります。ただ、このウンカの被害につきま

しては、異常性を考えますと、どのような対応ができるのかということは、行政内部では検討していきたいという思いでございます。

以上でございます。

**西川議長** 松林君。

**松林議員** ありがとうございます。社会情勢も、コロナ禍の中で大変に厳しい状況の中で起こった、しかも、今までにあまり経験のしたことのないウンカによる被害であります。農家の皆様の営農意欲喪失によって耕作放棄になるようなことがあってはならないと、このように思います。本市にとってもマイナスであります。少しでも営農意欲を持って頑張ってもらえるように、慰労金を含めた支援策を今後ご検討いただけるように切に要望いたします。

続きまして、最後の質問、第3点目の、ヤングケアラー・介護する子どもの的確な支援についてお伺いをさせていただきます。近年、日本では、少子高齢化や核家族化、ひとり親家庭の増加などによって、高齢者のみならず、若い世代が祖父母や両親の介護を担わざるを得ないケースが増えてきております。平成25年公表、総務省就業構造基本調査によれば、介護を担っている15歳から29歳の若年介護者が17万人以上になることが明らかになっておりますが、病気や障がいのある家族の介護を担いながら学校に通っている18歳未満のヤングケアラーについての実態調査は、一部自治体や研究者の下にとどまり、全国のヤングケアラーに関する公的データはありません。このたび、厚生労働省が、この12月にも、初の全国的な実態調査を進めるとのことでありますが、政府が本格的な調査に乗り出すということは、それだけ実態を深刻に見ているということの表れであろうかと、このように思います。厚生労働省が一部の自治体などを通じて、2017年から2018年度に把握した約900人のヤングケアラーを分析したところ、介護や世話に当たった時間が1日平均5時間以上に上ったケースが4割を占め、全体の3割が学校を休みがちだったという結果も出ております。このため、子どもは介護の責任のため、友人関係や学業を犠牲にし、学習、進学、就業などの面での困難を抱えることも少なくなく、進学や就職を断念する高校生もいるようであります。子どもが介護を担うことによる影響は、成人してもなお尾を引く問題であり、年長の介護者に比べて課題も多いとも言われております。

厚生労働省が今回行う実態調査は、各都道府県や市町村の教育委員会を通じて行われ、来年3月までに集計されるようではありますが、家族構成や学校生活などへの影響のほか、親が自分の世話をさせることで事実上のネグレクトに当たる事例がないかも、実態調査の対象になっておるようであります。ここで改めてお伺いをいたしますが、本市において、ヤングケアラーについての実態調査は既に実施をされているのか。また、調査は完了していないので、はっきりと把握はできていないとは思いますが、ヤングケアラーのケースに該当する子どもは、推計で何人ぐらいいるのかという認識をお聞かせください。

**西川議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 皆様、おはようございます。こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご質問の、ヤングケアラーに該当する子どもは、推計で何人ぐらいおられるのか

というお問い合わせでございます。家族の介護や世話に追われる子どもたち、ヤングケアラーを把握するため、近く、厚生労働省が初の実態調査に乗り出す方針であるとの報道がございます。ヤングケアラーに対する調査は、奈良県においては初めての調査となりますので、葛城市に該当する子どもが何人おられるのか把握できていない状況です。推計はできませんが、他府県のデータでは、2015年に兵庫教育大学が県内の中学生を対象に行われた調査研究で、ヤングケアラーの存在率は1.2%であったと報告されています。また、11月30日の新聞報道では、大阪の高校生の5%がヤングケアラーに該当すると掲載されておりますので、支援をすべき児童・生徒が存在する可能性もあると考えております。

以上でございます。

**西川議長** 松林君。

**松林議員** ヤングケアラーに該当する子どもの人数、他府県のデータ、存在率をそのまま本市に当てはめて、同じ比率で存在するというわけではないとは思いますが、ヤングケアラーの概念に基づく視点に立ってみるならば、今提示された比率に基づき、大体想像されるころだろうか、このように思います。このような人数のヤングケアラーに該当する子どもが存在しても全くおかしくはない、不思議なことではないと、このように思います。ありがとうございます。

あるリサーチ、要保護児童対策地域協議会に対して実施をしたアンケート調査、ヤングケアラーの早期対応に関する研究報告によると、アンケート調査で、ヤングケアラーである可能性を早期に確認する上での課題はという問いに対して、最も多かったのが、家族内のことで問題が表に出にくく、子どものヤングケアラーとしての状況の把握が難しい。次に多かったものが、ヤングケアラーである子ども自身や、その家族がヤングケアラーという問題自体を認識していないと。そして、次のアンケート調査として、ヤングケアラーと思われる子どもを支援するための課題として最も多かったものが、家族や周囲の大人に、子どもがヤングケアラーである認識がない。次に多かったものが、子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めないこととあります。この研究報告書では、ヤングケアラーと思われる子どもを見つけ出し、支援の手を差し伸べる側、福祉の現場で奮闘をいただいている側の意見としては、ヤングケアラーの概念がまだまだ地域で認識されていない。また、ヤングケアラーの判断基準として、その概念が不透明である。子ども自身の権利が侵害されていないか。子どもの権利侵害の視点に立って、客観的にアセスメントできる基準の確立が必要との、これらの意見が印象的でもありました。

現在、ヤングケアラーの客観的な判断基準、どういった子どもがヤングケアラーとして支援の対象となるかといったような、このようなガイドラインはあるのか。また、本市においては、ヤングケアラーに該当する子どもに対して、具体的にどのような支援の手を差し伸べるか。そしてまた、本市においては、市内の子どもとその家庭及び妊産婦を対象にした福祉に関する支援業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童の支援のために子ども家庭総合支援拠点が設置をされておりますが、ヤングケアラーの問題の対象範囲は、要保護、要支援等に関係なく、全ての子どもについて、子どもに対する支援の必要性の確認も出てくるかと、

このように思われますが、今後、子ども家庭総合支援拠点がヤングケアラーの問題に対応する相談窓口となるのかどうか。具体的な相談窓口はどこになるかについてお聞かせをください。

**西川議長** こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** ヤングケアラーの客観的な判断基準につきましては、昨年7月に、厚生労働省が、要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応についての中で、ヤングケアラーの概念及び要保護児童対策地域協議会に求められる役割について示されています。また、今年6月には、ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート（案）及びヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）も示されたところです。葛城市におきましては、今のところ、これらの策定には至っておりませんが、ヤングケアラーに対して、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関が連携して適切な対応を図れるよう、今後、ガイドライン等の整備に向け、研究を進めてまいります。

次に、ヤングケアラーに対する具体的な支援策についてでございます。具体的な支援策といたしましては、家族の介護をしている場合であれば長寿福祉課や社会福祉課などが、若い家族の世話をしている場合であれば子育て福祉課や健康増進課などが、それぞれ利用できるサービスを保護者にお知らせし、子どもの家庭環境を変えていくための支援が考えられます。また、児童・生徒の心のケアには、学校や民生児童委員とも連携を図りながら、こども・若者サポートセンターの家庭相談員や臨床心理士による相談支援などが考えられます。現在、葛城市では、子ども家庭総合支援拠点をこども・若者サポートセンター内に設置しており、ヤングケアラーに関する担当課と相談窓口はこども・若者サポートセンターになります。一人の児童・生徒も見落とすことなく、支援につなげていくには、学校や地域の民生児童委員などとの連携はもとより、日頃から児童・生徒の周りの大人たちがヤングケアラーの存在や概念について正しく知っておくことが必要です。今後、葛城市要保護児童対策地域協議会や広報などを通じ、広く認識の浸透と意識の醸成を図ってまいります。

以上でございます。

**西川議長** 松林君。

**松林議員** ありがとうございます。ヤングケアラー、子どもが介護を担うことによる影響は、成人してもなお尾を引く問題であり、年長の介護者に比べて課題も多いと言われております。特に日本では、このような子どもたちの問題は、その他の児童福祉の問題の陰に隠れてしまい、見過ごされてきた存在と言っても過言ではなく、言わば、政治の光が当たらなかった部分であろうかと、このように思います。どうか本市におけるヤングケアラーの真の取組を今後更に進めていただく担当部課の皆様には、子どもの権利、健康を守る権利、教育を受ける権利、子どもらしく過ごせる権利を守るために、どうかよろしく願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

**西川議長** これで、松林謙司君の発言を終結いたします。

次に、7番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

内野悦子君。

**内野議員** おはようございます。公明党の内野悦子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく1番、災害に強いまちづくりについて。2番目は、子どもを安心して産み育てられる環境づくりについてであります。詳しくは質問席より行わせていただきます。

**西川議長** 内野さん。

**内野議員** まず1つ目でございますが、災害に強いまちづくりについてでございます。私は、今まで4度、被災者支援システムについて質問をさせていただきました。今回も、1番目は、被災者支援システムの運用稼働に向けた進捗状況についてお伺いをしてまいりたいと思います。この被災者支援システムとは、平成7年、阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、また救援物資の管理、仮設住宅の入退去などを一元的に管理できるシステムであります。地震などの大規模災害により不自由な生活を余儀なくされている被災者の支援には、被災自治体による迅速な被災者情報の把握と、様々な行政サービスの提供が求められます。そこで膨大な行政事務の負担を軽減し、被災者への迅速な行政サービスの提供に役立つのが被災者支援システムであります。このシステムは、平時から導入し、備えていく必要があるため、私は、平成27年12月定例会においても、また平成30年9月定例会でも、そして令和元年12月定例会においても提案し、導入を求めてまいりました。被災者支援システムの稼働に向けた進捗状況をお伺いいたします。

**西川議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの内野議員の質問にお答えをさせていただきます。

被災者支援システムと一言で申し上げますが、その核となるシステムが被災者支援システムというものでございまして、その周辺に、サブシステムといたしまして7つのシステムが用意されているというのが実情でございます。今回の質問の中身につきましては、被災者支援システムについてということでございます。以前にも質問をお受けいたしましたときと同じ答弁になるかと思いますが、家屋台帳データでございます。そのデータにつきましては、平成28年度に被災者支援システムに取り込んでおります。ただ、それ以降、毎年更新をしておりますけれども、その更新したデータは取り込んでいない状況でございます。今後は、年1回の家屋台帳の更新に合わせまして、システムの中に取り込む仕組みを検討していく必要があると考えております。また、一番元になる住民基本台帳のデータでございますけれども、住民基本台帳の全ての世帯及び個人のデータにつきましては、毎朝、最新のデータを被災者支援システムに取り込める形にデータ変換をし、基幹系のファイルサーバー上の共有フォルダーに格納してございまして、発災時にすぐに被災者支援システムに取り込める形で準備をしておるところでございます。

以上です。

**西川議長** 内野さん。

**内野議員** サーバー上には、住民基本台帳が毎日更新されているということでございます。家屋台帳



については、平成28年度に取り込んでから、まだ取り込んでないということなので、毎年1回は最低取り込んでいただけないということでございます。葛城市は今、住宅もたくさん建っておりますので、必ず最低1回は取り込んでいただけるよう、よろしく願いいたします。

そして次に、避難行動要支援者管理システムでございますが、このシステムの内容ですが、平常時の避難行動要支援者データの総合的な管理運用及び緊急時、災害時にエリア等の地理情報のほか、避難行動要支援者情報に対して様々な角度から検索を行い、介護、救護が必要な方の現況状況を的確に把握するなど、援護活動を行う方が速やかに避難行動要支援者を支援できるように補助することを目的としたシステムです。ここに毎日対象者を取り込んでおられるのかをお伺いいたします。

**西川議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問でございます。

現在、被災者支援システムというもののサブシステムでございます避難行動要支援者管理システムには取り込んでおりません。別途職員が住民基本台帳からデータベース管理ソフトで作成をしたデータベースにより、避難行動要支援者の対象者の管理を行っている状況でございます。現在、対象者の最新の住民基本台帳情報と、それから福祉関係情報が、住民基本台帳システムと同一ネットワーク上のファイルサーバーの共有フォルダーに自動で毎日取り込まれますので、その最新情報を基に職員が作りました独自のデータベースにより対象者の管理を行い、対象者の一覧を印刷加工可能なデータで出力できる形を取っておるところでございます。それによりまして、被災者支援システムのサブシステムである避難行動要支援者管理システムと同様、毎日データを取り込むことで最新の対象者一覧表の作成は可能となっております。

避難行動要支援者管理システムへ対象者を取り込んでいない理由でございますけれども、要支援者となられる方々の福祉関係情報につきましては、それぞれのシステムによって、データ形式、それから出力されるデータの配列がそれぞれ違うということと、それから、避難行動要支援者管理システムが必要とする情報を出力するためのそれぞれのシステム改修が必要になることによるものでございます。今後は、そういったシステム改修の経費を極力抑制しながら、連携できる方策について検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

**西川議長** 内野さん。

**内野議員** 今、部長の答弁なんですけれども、1つ1つは確立してるということなんですけれども、そのシステムを、1つの被災者支援システムの中に横串で取り込まないと何の意味もございません。今、住民基本台帳は毎日取り込まれておりますけれども、避難行動要支援者は、独自のデータベースで対象者の管理を行っている。対象者は印刷加工可能で、データを出力しているのご答弁であったと思いますが、私は、さっきも言ったように、独自のデータではなく、被災者支援システム用に加工しないと駄目ですと、そのように申し上げておるのでございます。台帳システム単独でも総合的な運用管理を行うことができますけれども、さらにGISと連携することにより、避難行動要支援者管理業務がより威力を発揮します。そこで、

G I S機能を連携して、稼働に向けためどはありますでしょうか。

**西川議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

1点だけ、議員の発言に訂正をお願いしたいんですが、そもそもこの被災者支援システムといたしますが、議員ご紹介のとおり、西宮市の方で独自に開発されたものと。今現在は、地方公共団体情報システム機構というところが管理をされているということになってございます。全国センター長という方に、この前、議員も一緒に聞きに行っていたと思いますけれども、このパンフレットの中に避難行動要支援者関連システムというものの紹介がございます。ここに書かれているのは、当然ながら、G I Sと連携するというのが理想であるものの、地図データなどのG I Sに必要な環境がない場合でも、避難行動要支援者に関する台帳の利用は可能というふうに書かれておりますので、全く意味がないということではないということだけ申し添えておきます。

それから、G I S機能を含む稼働のめどはということでございます。被災者支援システムは、発災時にすぐデータを取り込みできるよう、被災者支援システムサーバーのセットアップ及び住民基本台帳データの準備ができておまして、被災者台帳の作成は可能となっております。そのため、被災者支援システムの主要な機能が使用できるという状態でございます。さらに議員ご指摘のG I S機能を活用し、被災者支援システムと連携することで、避難行動要支援者の被災状況の把握ですとか、地図上の任意のエリアを選択した場合に要支援者の情報が把握できるなど、様々な機能が使用可能となります。ただし、このような機能を使用可能にするためには、住所辞書といったものの作成、それから福祉情報一元化のための仕組みやサーバーの構築等を行う必要があるため、費用や時間が必要となっております。現在、避難行動要支援者管理につきましては、先ほども申し上げましたように、独自のデータベースを使用することで対象者の管理ができており、統合型G I Sに最新の避難行動要支援者のデータを取り込んでおりますので、地図上で対象者を確認することは可能というふうになってございます。したがって、被災者支援システム連携G I Sの稼働につきましては、統合型G I Sシステムの在り方の検討と併せて、データ容量ですとか活用範囲、それから経費等について比較検討を行った上で判断させていただきたいと考えておるところでございます。

**西川議長** 内野さん。

**内野議員** G I S、今、住所辞書のことを話されたんですけども、住所辞書なしで100%絶対できないと私は思うんです。整備している住所辞書を用いてアドレスマッチングを行わないと、100%の人を地図上に取り込むことはできないのではないかなと、そのように思います。今、お金も時間もかかるということなんですけれども、例えば大阪の松原市では、民間と職員とで住所辞書を作成し、被災者支援システムに連動されたというふうに伺っております。また、本市においては、比較検討を行った上で判断することなので、しばらく待たせていただきますけれども、私、平成27年の一般質問のときには、こういうようなご答弁があったんです。この間、西宮市へ行っていただいたから、いろんな話を聞いていただいて、1歩も2歩も前へ進んだかなと、そういうふう思うんですけども、被災者支援に必要な市のデー

タを順々に各システムに入力を行って、稼働確認の検証を重ね、運用を図ってまいりたいと、平成27年にはおっしゃっておられました。平成28年には、被災者支援システムを構築されている先進地である平群町なんですけども、平群町はばっちりに入れてらっしゃいます。その視察に行っていて、本市では、システム状況について、葛城市と平群町では大差がないということを確認したと述べられ、平成28年度内には完成のめどを立てていきたいと、このようにも意欲的にご答弁していただいたわけなんですけども、このことも踏まえて、市民の命を守るシステムなんです。だから、しっかりと時間もお金もかかるかもしれませんが、被災者支援システムの中に全ての機能を横串で入れていただけるようお願いいたします。

そして、これ、地方公共団体情報システム機構が出されてる本なんですけども、この中に、被災者支援システムを作られた全国サポートセンター長の吉田センター長のコメントの中に、このように書いてあるんです。危機管理講演とシステム操作研修をセットにした被災者支援システム説明会も、全国の自治体に出向いて実施をしており、おかげさまで大きな反響をいただいています。このように、導入、セットアップから運用に至るまで、自治体のサポートをトータルに実施をしているのが被災者支援システム全国サポートセンターでございますということなので、この間も1回行っていただいたので、しっかりと活用していただきながら、構築に向けて、どうかよろしくをお願いいたします。

続きまして、ただいま被災者支援システムということで、自助、共助、公助、公助の部分で今、質問させていただきました。次は、自助、共助に当たる自主防災組織と地区防災計画について伺ってまいりたいと思います。初めに、自主防災組織についてでございますが、災害の規模が大きければ大きいほど、救援活動を実施する行政機関も被災する可能性が高い。しかも、道路の損壊や渋滞や情報伝達の支障などによって、救援部隊の被災地到着や組織的な救援活動の本格化は時間を要します。阪神・淡路大震災で明らかになったのは、行政による初動対応の限界で、東日本大震災において更に顕著となりました。大規模災害に備え、自助、共助に基づく地域防災力を飛躍的に高めることが喫緊の課題です。また、自主防災組織は、東日本大震災の教訓を踏まえるとともに、自主防災組織の弱点を克服する目的から、新たに地区防災計画が作られました。今までの自主防災組織の防災計画はあくまでも任意のもので、法的な裏づけはありませんが、地区防災計画は、地域防災計画の中に書き込まれることにより、公的な計画に位置づけられます。地域コミュニティで災害時に避難方法など自ら立案し、地域の特性に応じ、地区の範囲が活動について柔軟に規定できる制度となっております。災害発生時には、自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは自助であり、共助であります。この視点に立てば、市区町村よりも小さな地域コミュニティで作る地区防災計画の必要性が浮かび上がってまいります。では初めに、本市の自主防災組織率と現状や取り組み、また課題についてお伺いをいたします。

**西川議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

近年は、東日本大震災ですとか、紀伊半島大水害等、大規模な災害が頻繁に発生をし、多

くの尊い人命や貴重な財産が次々と失われているのが実情でございます。このような災害は、広域的に発生することなどで公的支援を直ちに受けることは困難ということになってございます。そこで、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づいて自主的に組織していただくのが自主防災組織でございます。本市では、平成18年度に自主防災組織の設置を、各大字に出向き、設立を依頼することから始め、現在では、44大字中43大字で自主防災組織を設置いただき、残る1大字につきましても、自警団という組織ではございますが、自主防災組織として活動いただいておりますので、全ての大字で結成されているという状況でございます。

そして、各大字の自主防災組織ごとにその取組には相違がございます。また、毎年、避難訓練を踏まえた防災訓練や消火訓練を実施されている大字、毎月、自警団による可搬ポンプや発電機等の点検はされているが、防災訓練は実施されていない大字もございます。また、数年に一度の防災訓練を実施されている大字、それから自主防災組織は設立されたものの、活動がなかなかできない大字もあるというのが実状でございます。

**西川議長** 内野さん。

**内野議員** できてるところもできてないところもあるというご答弁だったと思いますけれども、では、自主防災組織の活動や訓練ができていない理由は何かございますでしょうか。

**西川議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問でございます。

自主防災組織の活動ですとか、防災意識の高揚を図るための啓発や支援が行き届いていないこともございますし、役員の交代、また高齢化やコミュニティのきっかけとなる子どもの減少で、地域コミュニティ活動の機会が減っていることも考えられます。今後は、地域コミュニティの活性化につなげるためにも、消防署や防災士会とも連携を図り、全ての自主防災組織における組織の充実と、防災訓練や消火訓練等を継続的に実施いただけるよう取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

**西川議長** 内野さん。

**内野議員** しっかりと支援の手を差し伸べていただいて、充実した自主防災活動ができるように、よろしく願いいたします。

それでは、地区防災計画に関してに移ってまいりたいんですけども、この地区防災計画なんですけれども、内閣府の分析で、地区防災計画を策定した166事例のうち、市町村の働きかけで計画の策定に動き出したケースが全体の7割に上っています。例えば岐阜県下呂市の小坂町にある落合地区は、平成16年度、国のモデル事業として、学識者がアドバイザーとなり、地区防災計画を策定しました。同地区は人口200人と小さな村なんですけれども、高齢化率が50%の集落で、当時は、災害は人ごとと議論は進まなかったが、災害リスクを洗い出す中で住民の意識が変化し、少人数で逃げるため、3から5世帯ごとに声をかけ合って避難する発想が生まれ、避難訓練の充実が図られました。その結果、昨年の西日本豪雨では、早い段階で住民が安全な場所に避難できたと言っております。地区防災計画は、住民自ら作成する行動計画であり、自分の地域で起こり得る災害発災時に取るべき行動について、多くの住

民が参加して、主体的に議論を経て作成することが肝要です。よって行政は、計画作成それ自体を目的とするのではなく、災害時、誰もが一瞬の機転を働かせることができるよう、作成の過程を大事にした支援を行っていくべきであります。そこで、初めに、地区防災計画に関してどのような取組を考えておられるか、具体的にお答えください。

**西川議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問でございます。

まず初めに、地区防災計画を先ほどご紹介いただきましたが、重複するかもわかりませんが、防災計画とはどのようなものかということの説明させていただきたいと思います。現在想定されております南海トラフ地震等、広域な大災害が発災した際には、過去の事例から、消防、警察、自衛隊等の救助隊による救出、いわゆる公助には限界があり、多くの方が自力や家族、隣人等による自助、共助によって救出されたケースが報告をされておるところでございます。国におきましては、これまでの災害による教訓を踏まえ、平成26年4月に災害対策基本法が改正され、地区防災計画制度が創設をされております。その内容は、住民等が自分たちの地区に災害が起きることを想定して、その準備と災害時の自発的な行動を地区内の居住者や事業者のみなんで作る計画ということに位置づけをされておるところでございます。その計画には、地区それぞれの特性や想定される災害、訓練等を含めた平常時の取組、災害時の防災活動といったことを、地域が主体となって定めるということになってございます。また、防災活動が形骸化しないよう、計画に基づく防災活動が実際に実践され、定期的な評価や見直しが継続的に行われることを重視しておるものでございます。これらの趣旨を踏まえまして、本市におきましても、今後、地区防災計画策定に向けた検討と必要性の周知、それから計画策定に向けた手続、それから計画内容の実践、葛城市地域防災計画との調整、訓練の評価、それから見直し方法等について研究をしてまいりたいというふう考えておるところでございます。

**西川議長** 内野さん。

**内野議員** ありがとうございます。地区防災計画に関しましては、いろんな調整とか、様々、要綱を作ったりとかしないといけないので、今後、前を向いてやっていただけるということなので、どうかよろしく願いいたします。

次に、地区防災計画策定の際の一定の基準や、策定に向けた方向性について、地域の実状も併せて伺いをいたします。

**西川議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

葛城市におきましては、地域の防災活動への取組に対して、今まで資機材等の購入助成ですとか、地域の防災訓練実施時の人的支援、それから防災士の資格取得補助等により防災士の育成確保を進め、自主防災組織の育成、活性化を図ってまいったところでございます。ただ、地域の実状といたしましては、積極的に自主的に防災訓練等を行っていただいている組織もあれば、各大字の自主防災組織結成時の設立届に添付の規約や防災計画、組織の連絡表、名簿等が年数経過により、内容の更新や追加が行われていない組織もあろうかと思っております。

災害が発生し、いざというときに即応できないということがないように、自主防災組織の状況確認や、きめ細やかな支援を引き続いて行い、併せて、地区防災計画の策定に向け、地区防災計画に定めるべき内容ですとか、策定の手順、手続、葛城市防災会議への提案方法ですとか、災害対策基本法に規定する葛城市地域防災計画に定めなければならない事項等について、先進事例等を参考に、地区防災計画の提案に関する要綱の整備を行い、お示しする必要があると考えておるところでございます。

**西川議長** 内野さん。

**内野議員** ありがとうございます。前向きに進むよう、期待感いっぱいでございますので、どうか市民の安全・安心を守るためにご尽力いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、子どもが安心して産み育てられる環境づくりについて。初めに、一般不妊治療と不育治療の拡充についてでございますが、子どもを望んでいても1年以上妊娠しない状態を、一般的に不妊症と言います。加齢の影響を受けやすく、男女ともに原因不明と診断されるケースも少なくありません。この場合、妊娠の確率を高める不妊治療へ進みますが、多くは保険適用外です。1回当たり数十万円の治療を繰り返すこともあり、多額な費用が重い負担となっています。公明党は、20年以上にわたって不妊治療支援に取り組んできましたが、更なる支援拡充のため、保険適用拡大までの治療費助成では、費用負担の実態に即して、自己負担額が保険を適用した場合と同水準になるよう主張し、体外受精や顕微授精は毎回40万円までの給付を提案いたしました。受精卵を凍結保存して移植する凍結胚移植は、上限7万5,000円から10万円への増額を求めました。所得要件は撤廃し、出産ごとに助成の回数制限をリセットするとともに、事実婚を対象に加えることなど、提言を11月17日、首相へ提出をさせていただきました。一日も早く実現できることを願うものでございます。

さて、不妊治療は、大きく分けて一般不妊治療と特定不妊治療、いわゆる生殖補助医療に分けることができます。特定不妊治療助成においては、県の助成事業でございますけれども、一般不妊治療においては、令和元年度から葛城市では行っていただいております。一般不妊治療助成の現状と拡充についてお尋ねをいたします。

**西川議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部長の森井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの内野議員のご質問の、一般不妊治療助成の現状と拡充についてでございます。一般不妊治療助成につきましては、先ほど議員がご説明されましたように、葛城市では令和元年度から実施しております。不妊に悩む夫婦が負担する一般不妊治療に要する費用の一部を助成するもので、上限5万円、初回申請年度から5年度までを対象期間としております。令和元年度実績としましては、41組の申請があり、188万7,530円、平均としまして4万6,037円を支出しております。一般不妊治療助成の拡充に関してでございますが、現在12市中11市が実施しておりますが、葛城市は所得制限や年齢要件を設けておりません。また、第1子のみ限定している自治体もございますが、葛城市は第1子の限定もしていない状況でございます。期間につきましては5年までで実施しており、今後も現状を継続していきたい

と考えております。

以上でございます。

**西川議長** 内野さん。

**内野議員** ありがとうございます。本当に葛城市が、一般不妊治療においては、すごく評価するところでございます。どこにもないというところで、すばらしい一般不妊治療の助成をやっていただいております。そして、一般不妊治療の拡充なんですけれども、私は、ただ一つないのが、双方が結婚の意思を持ちながら生活を営んでいるものの、入籍の届けを出していない状態の事実婚についても、ぜひ対象としていただきたいことを要望し、次の不育症助成についての質問に移らせていただきます。

不育症は、晩婚や晩産化が進む近年では、深刻な問題の1つであります。厚生労働省の実態調査では、流産は妊娠の10%から20%の頻度で起こると言われております。流産を繰り返す不育症患者は、全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症し、妊娠した女性の16人に1人が不育症であると言われております。不育症の原因については、様々ございますが、子宮形態異常が7.8%、甲状腺の異常が6.8%、両親のどちらかの染色体異常が4.6%、抗リン脂質抗体症候群が10.2%等で、原因不明は65.3%にもなります。しかし、厚生労働省研究班によると、検査や治療によって80%以上の方が出産にたどり着けると報告をされております。つまり、不育症を知り、適正な検査や治療をすれば多くの命を守ることができるということです。不育症の現状についてお伺いをいたします。

**西川議長** 保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 不育症の現状についてでございます。妊娠はするけれども、2回以上の流産、死産を繰り返して、結果的に子どもを持ってない場合を不育症と呼びます。原因を明らかにするための検査をし、適切な治療を受ければ出産できるケースが近年増加してきております。しかしながら、公的医療保険の適用になる検査もありますが、適用外の検査や治療が多い現状でございます。また、患者数につきましては、正確な人数は分かっていませんが、毎年妊娠される10万人弱のうち、数万人に不育症の可能性があるとされております。このことに加えまして、女性の年齢が高齢になると流産率も増加することから、今後も不育症の増加は考えられます。

以上です。

**西川議長** 内野さん。

**内野議員** 今、不育症とは、2回以上の流産、死産、早期新生児死亡を繰り返して、結果的に子どもを持ってないことを不育症というんですけれども、検査によりリスク因子を特定することで、適正な治療及び出産につながることを期待できます。ただ、大変、ご本人やご家族の心痛やストレスは半端ではないと思います。そこに経済的負担までとなれば、どうでしょうか。不育症の助成をすべきではないでしょうか。お尋ねをいたします。

**西川議長** 保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 不育症の助成についてでございます。国は、来年春をめどに、公的医療保険の対象外となっている検査を受けた患者に対する助成を行った自治体に対して補助を検討すると

ともに、検査の有効性や安全性が認められるようになれば、順次保険適用をしていく考えを  
発表しています。このことから、不育症の助成につきましては、国の制度改正を踏まえた上  
で検討するとともに、不育症そのものの啓発や、不育症の可能性のある方に対して、早期検  
査や治療の啓発についても検討の必要があると考えております。

**西川議長** 内野さん。

**内野議員** 今ご答弁いただきましたけれども、順次保険適用になっていきます。でも、いつになるか  
分からないんですね。そうなれば、私は、不妊症と不育症というのはセットのものやと思いま  
す。この不育症の助成をまだやってないのが、葛城市と大和高田市でございまして、これ  
は、私はセットもので助成をすべきと、そのように思っておりますので、早急に検討してい  
ただいて、不育症の助成制度を導入していただきたいと思っておりますので、よろしくお願  
いいたします。

では次に、産後ケアについて質問をさせていただきます。子育て支援は、国や各自治体の  
取組により、妊娠、出産、育児と切れ目のない支援策が講じられております。現在、大きな  
課題となっているのが、出産前後の対応です。現在は、コロナ禍での出産により、女性の心  
身には大きな負担が生じ、特に出産直後から1か月間は、身体的な重荷に加え、急激なホル  
モンバランスの変化で精神的に不安になる傾向が強く、十分な対応とサポートが必要です。  
出産後の母親が、育児への不安や重圧などによって精神的に不安定になる産後うつは、約10  
人に1人が経験すると言われ、深刻化すれば、虐待や育児放棄、自殺を招くおそれもありま  
す。出産直後の母親への精神的、身体的なサポートは欠かせないものとなってきます。本市  
においては、助産師による新生児訪問、生後1年以内まで利用できる産前産後家庭支援ヘル  
パー派遣事業、第1子とお母さんの仲間を作るB Pプログラム等を実施していただいております  
が、近年では、女性の出産年齢が年々高くなっており、出産する女性の親の年齢も高齢  
化し、十分な手助けを受けられない状況があります。また、核家族化が進み、地域との交流  
も希薄化する中で、不安を抱えたまま母親としての育児をスタートするケースも少なくあり  
ません。そこで、産後に産科、医療機関や助産院などにおける、母親と赤ちゃんが一緒に過  
ごせる産後ケアセンター、または宿泊のショートステイやデイサービスで母子の健康や授乳  
指導、育児相談などを行う産後ケアの充実が求められております。本市においても、産後ケ  
ア事業の拡充するお考えはないのか、お尋ねをいたします。

**西川議長** 保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 産後ケアについてでございますが、出産1年を経過しない女性に対して、体と心  
を休めながら必要な保健指導を提供することで、これからの育児のサポートをするものでご  
ざいます。メニューは、短期入所型、通所型、居宅訪問型があり、母子と一緒に過ごすこと  
ができ、専門職がいる場所として、病院や助産所が実施場所として定められています。平成  
31年度に行った4か月児健診でのアンケートでは、24人の産婦が、産後のケアが十分ではな  
かったと回答しており、産後ケアへのニーズはあるものと考えております。導入につきまし  
ても検討してまいりたいと考えております。

**西川議長** 内野さん。



**内野議員** 前向きなご答弁と受け止めさせていただきます。時間がないので、はしょっていきます。

次に、3歳児健診における弱視早期発見について伺いをいたします。過日、このようなお話を聞きました。小学校入学前の就学時健診で受けた視力検査で再検査となり、弱視であることが分かりました。その段階で治療用眼鏡をかけさせましたが、視力はあまり上がっていない状況でした。眼科医の先生からは、もっと早い段階で気づき、治療を開始していたら、視力が上がる可能性は違ってくるかと伺いました。弱視の子を持つお母さんの中には、なぜもっと早く気づいてあげられなかったのかと、自分自身を責める方もみえます。日本弱視斜視学会のホームページに記載されています文言を引用して、弱視の説明をさせていただきます。弱視という言葉は、「通常の教育をうけるのが困難なほどの低視力」という意味で一般的に使われておりますが、医学的には、「視力の発達が障害されておきた低視力」を指し、眼鏡をかけてもよく見えない状態を弱視と呼びます。また、日本眼科学会のホームページによると、もともと人間は、生まれたときからはっきりものが見えているのではなく、生まれた後に、外界からの適切な視覚刺激を受けることによって発達します。外界からの刺激によって脳の神経回路が集中的に作られる時期のことを感受性期と言いますが、人間の視覚の感受性は、生後1か月から上昇し始め、1歳半頃にピークに達し、その後徐々に減衰して大体8歳頃までに消失すると考えられています。視覚の感受性期がピークを過ぎると治療に反応しなくなるため、弱視の治療効果にも影響しやすい時期と言えます。

平成29年4月7日付、厚生労働省の通知、3歳児健康診査における視力検査の実施については、次のようにあります。子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成します。3歳児健康診査において強い屈折異常（遠視、近視、乱視）や斜視が見逃された場合、治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘がなされています。また、そのことを周知することの記載があります。視力は成長に伴って発達し、6歳で大部分の子どもが大人と同じ視力を持つとされていますが、正常な発達が妨げられると弱視になります。しかし、視力の発達時期に早期治療を開始することで視力の大幅な回復が期待されるそうです。現在、本市では、各家庭でランドルト環を用いて保護者自身が視力検査を実施し、アンケートに記入した上、保健センターに持参するという方式になっています。ランドルト環とは、アルファベットのCのようなマークで、皆様も、片目を隠しながら、Cのような形の輪の切れた目の向きを、右、左、上、下などとお答えになった経験があるかと思います。検査の際、保護者が異常を察知できた場合や、何らかの不安を相談できた場合は、保健センターで個別に対応していただき、更なる精密検査のため、眼科医への受診を勧奨してくださっております。それでは、本市の3歳児健診における弱視の早期発見はどのように実施をされているか、伺いをいたします。

**西川議長** 保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 3歳児健診における弱視の早期発見についてのご質問にお答えさせていただきます。葛城市での3歳6か月児健診は、奈良県の乳幼児健康診査マニュアルに基づいて実施しております。健診での弱視発見に関する内容は、先ほどご紹介いただきました、ランドルト環を家庭で用いていただき、簡単な目の検査及び問診によるスクリーニングが基本となりま

すが、家庭で実施できなかった場合などは、必ず看護職による再度実施を行い、それでもできなかった場合、問診にチェック項目があった場合には医療機関を紹介する流れとなっております。また、医療機関から受診結果が返送される仕組みとなっており、未受診となっている場合には、受診勧奨を行い、弱視の早期発見の機会を逃さないように対応しております。3歳6か月児健診の受診率は95%以上でございますが、健診未受診者に対しても、保護者に連絡を取り、後日、問診項目の確認や眼科受診の指導を行うなど、漏れ落ちる子どもがないよう対応しております。

以上でございます。

**西川議長** 内野さん。

**内野議員** ありがとうございます。では、保護者への屈折異常検査の重要性の周知、啓発についてはどのようにお考えですか。

**西川議長** 保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 弱視の子どもに対して早期発見、早期治療は重要でございます。日本眼科医会は、3歳児健診の機会を弱視発見の機会として重視しており、保護者向けに啓発チラシを作成しております。この保護者向けの啓発チラシを健診案内に同封し、保護者にこの時期の弱視発見の大切さを啓発しております。

**西川議長** 内野さん。

**内野議員** ありがとうございます。漏れ落ちることなく、様々な対策をしていただいております。ありがとうございます。そこで、3歳児健診について、日本小児科学会では、提言の中で、視力検査に加えて、フォトスクリーナー等を用いた屈折検査の実施を推奨しております。それは、手持ち自動判定機能付のフォトスクリーナー装置というもので、一眼レフぐらいの大きさです。カメラで撮影するように、子どもの目元を映し出して、屈折異常や斜視などの両目の状態を発見するスクリーニング効果も高く、母親の膝に座ったままでも検査が可能です。受診者の負担が少ないことが特徴ですが、6か月齢以降の乳幼児から成人まで、近視、遠視、乱視、不同視、斜視、瞳孔不同の検査を短時間で、数秒で負担もなく、検査が可能です。眼科医や視能訓練士などの専門職でない方でも検査を実施することが可能です。子どもたちには数秒間、小鳥のさえずりのような音がするカメラに似た機能を見つめてもらう。写真撮影をするような感覚だけで、負担もなく検査を受けることができ、結果は自動的に数値で示され、スクリーニング成功率は97%とされております。

既に昨年4月より、栃木市や高知市が3歳児健診での活用を開始されております。高知市によると、4月から6月に3歳児健診を受けた573人の中で、8月6日までに26人が精密検査を受け、治療が必要とされた14人のうち9人が、この機器を使わなければ見つからないケースだったそうでございます。昨年6月から導入された千葉県船橋市では、昨年6月のデータですが、447人のうち31人のお子さんが精密検査となったそうです。検査を実施している保健センターからは、このフォトスクリーナー装置を導入してから、今のところ、デメリットはないというふうに伺いました。次に、3歳児健診の視力検査において、フォトスクリーナーを導入していただけないでしょうか。

**西川議長** 保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 3歳6か月児健診における視力検査で使用し、瞳孔の写真を撮影することで弱視の屈折異常などを検出することができるフォトスクリーナーの導入につきましては、他の自治体の導入事例や効果などを研究してまいりたいと考えております。

**西川議長** 内野さん。

**内野議員** ありがとうございます。ぜひ前向きにご検討いただけたらと思います。ありがとうございました。

次に、最後でございます。子ども医療費についてを質問させていただきます。政府は、子ども医療費現物給付方式を採用した自治体に対し、安易な受診が増え、医療費増大を招くとしてペナルティーを課していました。市区町村が運営する国民健康保険国庫負担を減額するというものでしたが、こうしたペナルティーに対して、公明党は見直すべきと、2015年2月に参議院本会議で公明党山口那津男代表が強く主張し、その結果、未就学児までを対象とする助成については、減額をやめさせることができました。子ども医療費現物給付方式の対象を、未就学児だけでなく中学校卒業まで拡充していただきたいと思いますが、本市のお考えをお伺いします。また、これに対して県などに要望されておりますでしょうか。

**西川議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

現物給付方式での医療費助成については、国民健康保険の国庫負担金において、地方単独事業により、一部負担金が法定割合より軽減される場合には、一般的に医療費が増嵩することから、減額措置の対象とされているため、奈良県内の市町村では、医療機関の窓口で保険診療の一部負担金を支払っていただき、後日、医療機関からの情報を基に、受給者に給付を行う自動償還方式を採用しております。そのような中で、平成30年度から、未就学児に限って、国民健康保険の国庫負担金の減額措置が廃止されたことに伴い、県及び県内市町村が協議を重ね、県内医療機関や審査支払機関とも調整した中で、昨年、令和元年8月より、未就学児についてのみ、県下一斉に現物給付方式での医療費助成を実施しているところでございます。

今回ご質問の、現物給付の対象を高校生まで拡充しようとするれば、いまだ小学生以上の医療費助成については、国民健康保険の国庫負担金の減額措置の対象であること、また、現状の現物給付方式の仕組みは、県内市町村統一の仕組みであり、葛城市単独で対象を拡大する場合には、そのための仕組みの構築や、審査支払手数料等の費用の増加などの課題がございます。そのため、現物給付方式での医療費助成の拡大実施に向けては、単独での実施ではなく、県下一斉に実施することが望ましいと考えており、未就学児の現物給付方式化と同様に、まずは国民健康保険の国庫負担金の減額措置の廃止が必要と考えます。このことについては、既に全国市長会や近畿都市国民健康保険者協議会を通して要望しているところで、減額措置が廃止された際には、県下一斉に現物給付方式の拡大が実現されるよう、奈良県に対して働きかけてまいります。

以上でございます。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。私ども、奈良県公明党女性局におきましても、知事への要望をまたさせていただきます。そして、本市におかれましても、県等への働きかけを引き続きよろしく願いいたします。

それでは最後に、市長にお伺いをいたします。今、子どもを安心して産み育てる環境づくりということで、るる質問させていただきましたけれども、子どもを安心して産み育てられる環境づくりの総括として、市長はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

西川議長 市長。

阿古市長 多岐にわたりましてご質問いただきまして、本当にありがとうございます。議員がご質問された中で、一般不妊治療助成拡充というのは、実は議員が質問されて、その翌年からスタートさせていただいた記憶がございます。質問の中で、こちらは、部長答弁の中でも気になるデータが入ってます。例えば産後ケアにつきましても、8%の方が、ある種十分ではないというようなデータも返ってきております。ですので、私の公約ですので、子育てを含めまして、その環境づくりを進めていきたいと考えております。ただ、財源もございますので、その辺は財源との兼ね合いになりますけれども、随時取り入れるものは取り入れていきたいという考え方でございます。

以上でございます。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。随時取り入れられるものは取り入れていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

西川議長 これで内野悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、会議は午後1時30分から再開いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番、川村優子さんの発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、川村優子さん。

川村議員 皆様、こんにちは。川村優子でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を行わせていただきます。

質問に入ります前に、新型コロナウイルス感染症第3波が猛威を振るっております。葛城市におきましても、本日も2名の感染者という報道がございます。本当にこの危機をどのように乗り越えていくか、皆さんも危惧していただいているところでございます。感染症にかかられた方の一日も早いご回復と、そして、お亡くなりになられた方のご冥福を心からお祈り申し上げます。

それでは、私の質問でございます。2点ございます。1点は、幼稚園・保育所の現状と今

後の計画について。そして2点目は、當麻庁舎及びその周辺施設の今後の計画について。この2点を質問させていただきます。

これよりは質問席にて行わせていただきます。

**西川議長** 川村さん。

**川村議員** それでは始めさせていただきます。まず1つ目の質問でございます。葛城市における幼稚園・保育所の現状と今後の計画についてをお尋ねさせていただきます。2019年10月よりスタートいたしました保育料無償化。無償化の対象となる世帯は、保育の必要性の認定を受ける必要がありますが、この葛城市においても、保育の必要性から保育所の申込みが年々増加し、入所がかなわないことになっております。現在待機が出ているという状況であると思っております。令和2年度の入所申込み、また現段階において、まだ待機の児童数というものがあると思いますが、まず確認をしたいと思っております。そして、令和3年度の保育所の入所定員、申込み人数、待機児童数がどれくらい出てくるのかという、そういった予想をされているのか、お答えをいただきたいと思っております。

**西川議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。ただいまのご質問にお答えをいたします。

公立保育所における令和3年度入所申込み数は500人で行いました。公立保育所の定員の合計は380人で、120人の定員オーバーとなっております。しかしながら、施設のキャパシティーにつきましては、昨年度に、磐城第2保育所におきましてランチルームの改修工事を行い、40人規模のキャパシティーの拡幅を行っておりますので、実質的には80人の定員オーバーとなります。施設につきましては、来年度も引き続き、定員の弾力運用を図って対応をしてまいります。

また、令和3年度にも待機児童は出るのかとのお問いでございます。公立保育所の令和2年度の入所申込数は477人で、本年度末には待機児童数は50人ほどとなる予定です。令和3年度の入所申込数は500人で、昨年度と比べて23人増加しており、保育士の確保ができなければ、今年度末以上に待機児童が出ることが予想されます。現在、子育て福祉課では、12月中旬頃から開催する入所審査委員会に向け、申込書類の確認作業を行っており、今のところ、待機児童が何人になるかは未定です。今後のスケジュールといたしましては、数回の入所審査委員会を経まして、まずは第1回目の審査結果を12月末までにはお送りできるよう、現在作業を進めているところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 川村さん。

**川村議員** ただいま部長よりご答弁をいただきました。去年よりまた今年が更に増えている。今現在も、それから、去年12月に定員を設けられた中で、どれぐらいの待機かという、途中から入れたのかというところの動きもあまりないような感じになっているということですね。今年には更に80人ということですが、相当これから待機が増えていく見込みであろうと、私は想像するわけでございますが、保育所の入所、この実態を重く受け止めていかないとい

けない。過去は、待機児童人数というのは、本当に1桁であったときから見ると、相当数、保育所の無償化によって増えたということでございますが、それでは、保育所の無償化に伴う幼稚園の入園の方、幼稚園というのは、全て葛城市は3年保育になっております。保育の年齢というのは、ほぼ保育所と幼稚園が同じような形になってるというわけでございますが、令和3年度の幼稚園の定員と入園申込みというのはどうなっているのかということをお聞きいたします。

**西川議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。市内公立幼稚園の定員につきましては、文部科学省が定める省令、幼稚園設置基準第3条に、1学級の幼児数は、35人以下を原則とするとあり、これを受けまして、本市の規則、葛城市立幼稚園規則第5条で、学級の定員は、3歳児については30人、4・5歳児については35人とすると規定しております。令和2年12月1日現在の令和3年度、各幼稚園3歳児の定員数及び入園申込数を申し上げますと、新庄幼稚園は、定員60名に対しまして申込数は28名、忍海幼稚園は、定員30名に対しまして申込数18名、新庄北幼稚園は、定員30名に対しまして申込数7名、磐城幼稚園が、定員60名に対しまして申込数38名、當麻幼稚園は、定員30名に対しまして申込数8名でございます。

以上でございます。

**西川議長** 川村さん。

**川村議員** 今お聞きしていただいたと思いますが、幼稚園の定員に対しての入園が非常に数が減っている。片や保育所は増えているに対して、減っているという現状でございます。そのデータを頭に入れながら、先ほどの答弁にありました状況の中で、私、この質問は、幼稚園が無償化に対応していただくために、平成27年に、子ども・子育ての新しい支援法というのが出来上がりまして、スタートいたしました。このときに、既に、これから恐らくいろいろな保育ニーズというのが高まるので、幼稚園の方もいろいろ考えていただきたいと思っておりますという一般的な質問をずっとさせていただきました。幼稚園は、杉澤教育長もいろいろと考えていただきまして、また、保育所の無償化に伴う、国のそういった、いろんな新しい幼稚園のやり方として、預かり保育というのをさせていただきました。この預かり保育のニーズ、葛城市において預かり保育というものの周知と、そして、実際にそれを利用していただいているかという実績数をまずお聞かせいただきたいと思っております。

**西川議長** 教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思っております。

令和2年4月9日から5月31日までの間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴いまして、臨時休園とさせていただいておりますため、この期間は預かり保育を実施しておりませんでした。これを踏まえまして、令和2年4月から令和2年11月末までの1日当たりの利用人数を合計いたしました延べ利用人数の実績を報告させていただきます。新庄幼稚園におきましては1,068人、忍海幼稚園では194人、新庄北幼稚園では164人、磐城幼稚園では

1,048人、當麻幼稚園では171人でございます。こちらの預かり保育の時間につきましては、葛城市立預かり保育実施要綱第6条におきまして、預かり保育の実施時間、それと、幼稚園の教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分までの間で保護者が希望する時間とする。ただし、長期休業においては、午前8時30分から午後4時30分までの間で保護者が希望する時間とする規定しております。この中で、教育時間の終了時間につきましては、4歳・5歳児は午後2時まで、3歳児は、1学期の間は午前11時30分まで、2学期以降は、4歳・5歳児と同じ午後2時までとしております。

以上になります。

**西川議長** 川村さん。

**川村議員** 延べ人数でおっしゃっていただきましたが、なかなかイメージしにくいと思うので、多いところで、4月から11月まで7か月、この間に、例えば新庄幼稚園は1,068人ということですから、大体一月当たり、これを7で割った人数で、それが20日ぐらいとしても、大体多いところで、その利用は、必ず同じ方とは限りませんが、20人から30人かなというふうなことに、大体計算としてはなるかなと思うんですけども。要するに、最低として20人ぐらいの方はそっちに流れていってると。4時半まで預かっていただくだけでも、いろいろと就労に伴う、そういったサポートができつつあるということなんですね。それはそれで喜ばしいことであるというふうに私は思います。幼稚園の預かり保育をされている、延長ですから、午後2時までの保育からさらに2時間半ですから、教室とかはそのままで、園児がそこにいられたままでされてるのか、また違うところに移動されるかは分かりませんが、全体数としては、幼稚園に通っている園児たちのままで延長されてると。それが保育の一部になってるということですね。そしたら、今、幼稚園で定員割れをするという答弁をいただきました。私は、この定員であったら、空き教室というのができてこないのかなと。保育所は満杯なんですけども、空き教室が出てこないのかなというところら辺、どうなんでしょうか。お答えください。

**西川議長** 教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

空き教室につきましては、磐城幼稚園で3教室が空き教室になる見込みでございまして、それ以外の幼稚園では空き教室は発生しない見込みでございます。

以上です。

**西川議長** 川村さん。

**川村議員** 単純に、磐城幼稚園が今新築されてますから、その見込み数を多く取ってらっしゃるということもあって、3部屋余ると。新庄とかは余らないという状況やと。小さい幼稚園は、そこにまでは影響されない状況にあるんですけども、今、建設がもう間もなく完了する磐城幼稚園が3部屋も空くということですね。せっかく立派に建替えて、この4月からまた子どもたちが喜んで通うところに、保育所は四苦八苦してるんですけども、教室が空くというこの現実を受けて、保育所側のスペース、こんなことは、今、一時的にどういう解消をされてるかという、さっき、ランチルームをされてると。ランチルームをランチルームとして使

わなないで、園児の教室として使うということであつたら、ランチルームはもうその機能を果たさないということですね。いろいろとスペース的な問題というのは、人数によるものだと思いますけれども、そのほかにも、いろいろと待機解消のために、今、ランチルームのことだけ言われましたけども、この解消に向けて、大変な保育所が、今一生懸命こうやってると、対策をこういうふうにしてるといことがほかにありますか。あつたら教えてください。

**西川議長** こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** ただいまのご質問にお答えいたします。

待機児童の解消には、保育士の確保が必要であり、来年度に向け、新規職員の採用も行ったところでございます。市内の住宅開発に加え、無償化の影響もございまして、入所申込数の伸びが大きかったため、来年度につきましても、会計年度任用職員の募集、採用を行い、引き続き待機児童の解消に努めてまいるところでございます。また、今年度から、保育士の掘り起こしと確保のための新規事業、葛城市潜在保育士等再就職支援・登録事業を実施しておりまして、ご参加いただいた方に、魅力ある職場となるよう、現在働き方改革を進めておる保育の現場を知っていただき、一人でも多くの方を雇用の形につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**西川議長** 川村さん。

**川村議員** 保育士の掘り起こしをする。これはずっとこれまでの議会の中でも、たくさんの議員がこれについて質問をしていただいて、ご心配をしていただいております。本当にこんなことが、葛城市だけではなくて、ほかの市町村、たくさんこんな事例が今は蔓延してるということでございますが、そうであっても、葛城市としてどうしていくかということの策を練らないと、待機解消、80人も待機になってる現状をほっとくわけにはいかないという、これは本当に喫緊の重要課題であると私は思います。

幼児期の学校教育について、国はいろんな方針を変えていっています。ご紹介させていただきます。子ども・子育て支援新制度というのは、平成27年4月にスタートしたわけですが、平成24年8月に成立しました子ども・子育て関連3法というものがあまして、これに基づく子ども・子育て支援新制度というのは、社会保障・税一体改革によって、1項目として、消費税の引き上げによって、財源の一部を充てて実施されるという、皆さんご承知のとおりでございます。このことによって、小学校に行くまでの未就学児の教育、今までは厚生労働省の保育という部分、それから幼稚園の幼児教育という教育の、文部科学省の関連の、そういった分けてたものが、もうこれからは、この3つの法令を同時に改正したということによって、どの施設に通う未就学児にも同じ教育が提供されるようになりました。この目的は、すぐに小学校教育に行けるという、これを連携させることということが目的でございます。そして、どの施設でも同じような方針を立て、特に保育所には保育所保育指針というものが改定されました。保育をしてたらいいいというのではなくて、教育もする。こういう形に変わったということをご紹介しておきます。それは、保育園、幼稚園、認定こども園、それぞれの教育方針がほぼ一致した形で、教育を進めながら小学校に上げていくということ



で、内容が統一されたということでございます。

保育園で教育も行うということで、幼稚園の教育要領、それから認定こども園の幼保連携型認定こども園教育・保育要領、そして保育所保育指針、この3つが統一されたことによって、葛城市も、ほとんど幼稚園も保育園も変わりのない教育をしていただくという方向で考えていかないといけない。その中で、保育ニーズというものは、非常にこれからも増えていくということを予想することは当然であると、私は思っております。これほど幼稚園と保育所の入所希望の格差が出るということは、もちろん啓発活動、幼稚園でも預かってもらえますよという啓発も、もっともっとやらないといけないし、ここに来てこの状態になっていることは、まだまだ知らないのかなと、市民の皆さんが知らないんだなというふうにも思いますし、これから、知らないままにしておくことは一番いけないことですが、もっといろんな情報を市民の人に、特に保育を必要とされる方に対しての情報は流してあげないといけないということでございます。

磐城幼稚園も、本当に幼稚園として建替えられて、このような事象が起こってるという、まだ開園も、新しくリニューアルをして踏み出そうとする前に、こんな現象が起こってる。この事実をしっかりと受け止めていただきたいと思います。今となれば、当初から認定こども園にしておいたらよかったんじゃないのと。これは私が勝手に思ってることですが、国の補助率も多かったであろうし、もう間もなく完成しますから、今の時点で言っても仕方ないのかということですが、今後、幼稚園、このままにしておいていいのか。また、當麻地区にあるあと2つの保育所と、そして幼稚園、それらも含めて総合的に考えて、補助金の問題とかもいろいろあるんですけど、やはり財源確保ということは当然でありますし、葛城市にとって有利なやり方で保育の環境を整えていくというのは当たり前のことであります。私は、そういった現状に目をつむっているわけにはいかない。待機児童が増えるのは、保育士が確保できないからだと言ってますけれども、保育士が確保できたからといって、そのスペースに全部当て込むのは、今、磐城第2保育所へ行ったら、お迎えの時間になったら、すごいですよ。本当に園児がひしめいてるといえるか、かなり満杯で、子どもたちがすれあって、それによってストレスにならないでいたらいいなやけどなど、私はそんなことを思ったり、それぐらいいっぱいです。保育士が確保できたからといって、その狭いスペースに押し込めるわけにもいきません。だから保育士の問題だけでもないということをあえて指摘しておきます。

磐城第2保育所は施設の弾力運用をしている。弾力運用をしているという言い方は、いい言い方ですけども、もうちょっと詰め込みますということですね。それを、今コロナのこの状況の中で密にしていくわけですけども、今コロナが収束すれば、それは解消されるとしても、でも、敷地面積に対してあまりにも満杯な状況はよくない。これは葛城市全体としてこれから考えていくべき課題だということが、私は今、本当に喫緊の重要課題であるというふうに思っております。今後、保育所機能を持つ施設をどのように確保していかれるのか。いろんな方法はあると思うんですけども、職員が足りない。では、定員割れしている幼稚園の先生は、教諭は手すきになるのか。この辺りはどうなんでしょうか。

**西川議長** 教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

幼稚園教諭についてでございますが、令和2年度の全ての公立幼稚園の総学級数は21学級でございますが、令和3年度も同数となる見込みでございます。また、特別な配慮を要する園児、さらには一対一の個別対応が必要な園児も増加傾向にありますので、教諭に余剰が出る見込みはございません。

以上でございます。

**西川議長** 川村さん。

**川村議員** 今、教育部長ご答弁のように、スペース、できるだけ少人数クラスにしている。これは、最初に言われたように、理想的な教育環境です。私はそこをあえて駄目ですよとは言いません。ただ、保育所との格差、いろいろと、もうちょっとしっかり見てあげないといけない園児に対して先生がつく。これは言うことなしです。言うことはないんですけど、そうしたら、保育園の子どもと平等性があるかということ、今、あえて保育園、じゃあ、保育所はどうなのか。ひしめき合っている中でそのケアができるのかとなったときに、そこに平等性が確保できるのかということです。まず、葛城市において採用される保育所の保育士、それから幼稚園の教諭についてです。職員採用の際、資格というものがどのような基準で採用するのか。そして、福祉部局と、それから教育部局、そういった保育士、教諭たちの人事交流などが過去にあったのかということをもまず教えてください。

**西川議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの川村議員のご質問にお答えさせていただきます。

本市における保育士、幼稚園教諭の採用につきましては、平成22年度に実施いたしました採用試験より、その受験資格において、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有することを要件といたしまして、その後、現在まで同じ条件としております。また、過去に保育士と幼稚園教諭との間での人事異動があったかということでございますが、合併後では、平成19年度に、幼稚園教諭から当時の児童福祉課の課長補佐へ異動するとともに、保育士から幼稚園教諭に異動を行った実績がございます。その後につきましては、保育士、幼稚園教諭間の人事異動は行っておりませんが、平成23年度以降の採用者については、必ず両方の資格免許を所持しておりますし、それ以前の採用者についても、有効な資格免許を所持しておれば、保育士、幼稚園教諭間の人事異動を行うことは可能でございます。

以上でございます。

**西川議長** 川村さん。

**川村議員** ありがとうございます。私がこんな、勝手に福祉部局と教育部局の人事交流をしたらいいやないのと、そんなに強くそういうことを言ってるわけではないんです。ただ、現状として、そんなことが可能なかということをもまず確認しているということをも、先に思っておいていただきたいと思うんですけれども、でも結局、今いろんな情報を聞きつけまして、本当にこれからどうしていくのかなということです。待機児童を出しても、見て見ぬふりをしていく

のかということにはいかないわけですから、住みよい葛城市というのは、若い人たちがどんどん流入していただかないといけない。これは、私も、新しい新興住宅の方に、「保育所入れないんです」というて、「葛城市ってその辺がいいと思って来たんですよ」って。そう言われたらつらいんですよ。そんなことを言わせないために、これからもその環境整備をしていかないといけない。教育長と市長にお伺いしますけども、こういった現状を受けて、私は議員として、こういう現状ですよ、これはまずしっかりと考えていっていただきたいということをお求めながら、教育長、そして続いて市長に、今後の計画についてどのように思っているのかということを確認させていただきたいと思います。

**西川議長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。ご質問ありがとうございます。

今、議員ご指摘のように、幼稚園、保育園の現状の方は、本当に厳しい状況になっております。もう一つは、現状も厳しいですけれども、本当に予測できないことが多く起こっているというのも事実なんです、1つの例を申しますと、私は新庄小学校で校長をして、辞めたわけですけれども、そのときに新庄幼稚園を新築していただいて、すばらしい幼稚園を作っていただきました。そのときには、3歳児保育なんてすることは、だいぶ確認をしたんですけど、全く組上にも上がってなかったんです。それで、あれだけの立派なものを作っていただいて、当時はまだ絵本の部屋もあって、それから、第2リズム室もあるというような余裕のある造りをしていただいたんですが、実際自分が教育長で戻ってくると、3歳児保育になって、空き部屋が全くないという状況なんです。それから、今、磐城のご指摘もいただきましたけれども、磐城は、私が現在におるときには、一番やりにくい幼稚園やったんです。というのは、部屋が8つしかなくて、ある多いときには3クラス、それから、その次も3クラスにしたら、必然的に次は2クラスしか取れなかったんです。ということで、幼稚園規則もなかなか作れなかったという状況で、幼稚園を作っていただくときに、これでどの年代も3クラス取れるなど大変喜んでおりました。ということで設計もしていただいて、今すばらしいものができてるんですが、その間に幼児の無償化という問題があって、今まではいっぱい入ってたところが、どんどん減っているというのが実情でございます。

その辺に合わせて、先ほども部長も答えましたけれども、幼稚園で預かり保育等を実施して、今まで保育園を断られたら、幼稚園ということは考えられなかった環境を少しでも変えようということでやっております。ただし、これも、今年コロナの影響があって、うまくまだ実績が表れていないというのが実情なんですけれども、今後も、この辺のところ、しっかりと拡充をしていきたいというのが1点でございます。

それから、もう一つは、今までは本当に幼稚園は幼稚園のことだけを考えて行動しておたらよかったですけれども、決してそうではない。だから、教育委員会と福祉部局の方で十分話し合いをして、今後どういうふうにしていこうか。例えば磐城の空き教室、今、空き教室といっても、本当は十分使えるスペースなんですけども、その辺の活用の仕方とか、あと當麻の問題とか、様々な問題のことについて十分話し合いをして、方向性を決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**西川議長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。市民第一のまちづくりの中で、子育て支援というのは、実は1番の項目に挙げております。子育てしやすいまちであるということが、やはり一定の世代を、葛城市に来ていただける一番の条件ではないかという思いがありまして、1番に挙げているわけでございます。議員ご指摘のとおり、国の方針の変化によって、急激な、当初の予想より早い形で保育現場の拡充をしなければいけないという状況になっておるといのは事実でございますので、この3年ほどずっと、政府が方針を出した時点から、葛城市ではどうするのかという、その対応について研究をさせてきておるところでございます。ようやく、あらゆる手段の中で、方針的なものが見えてきております。具体的な事例は、多分次年度予算からお話をさせていただけるとは思いますが、今、最終調整の段階でございますので、まず部長が答えましたように、弾力運営の中で、直近の解消の中では、大きな要素としては、弾力運営をする必要があるであろうという考え方を持っております。それ以外の手段も、実は考えておるわけなんですけども、それはあくまで直近的な考え方で、あと2年、3年というベースの中で、根本的な解決の手段も模索しておるところでございます。そちらの計画の方も、今、検討しておるところでございます。また近いうちに、そのことにつきましてご相談をさせていただける機会があるものだと考えております。今の時点でできます答弁は、それぐらいのところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 川村さん。

**川村議員** 前向きに考えていただいているというご答弁でございます。本当に、そうしなければいけないところまで、ぎりぎりのところに来ておりますので、本当によろしくお願ひしたいと思います。これ、保育所ということですが、学校施設だけでなく、今、学校施設と保育所のことを言いましたけども、学童保育とかも、学校施設を借りて、コロナの対応のとき、ご協力いただいて、対応できたという、この1つの事例を、これから大変ですよ。学校にも大変な労力がかかっていることも分かっているんです。ただ、今の葛城市の財政力の中で、お願ひできることが可能であれば、学童保育もいろいろと整備して、またこれからどれだけそのニーズが増えてくるか分からない。将来を読むということはとても難しいんですけども、ただ、少子化と言いながら、子どもをこれから産み育てていく環境を、先ほどの内野議員もおっしゃいましたけども、すばらしくしていかないといけないという、この課題の中で、できるだけ協力体制を持ってやっていくという考え方を、スイッチをかえていくということは大事なことであるので、教育部局と福祉部局、この連携というのは、本当に一番のお願ひです。課題でございます。いろいろと交流し合って、お互いのいいところとサポートし合いをしていただいて、何とか乗り越えていただきたい。そのうち、いろんなことがまた、その連携によっていい結果が生み出されるというふうに私は思っておりますので、どうぞよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。私は當麻地区に住んでおりますので、當麻

庁舎が非常に危険な状態であると。ネットフェンスがずっとされてあって、周り、ぐるりあって、これも過去の議員たちが、ずっと危ないですよと、今の当麻庁舎の耐震から見て、一日も早いここの対応をしていただきたいということは、かなりの議員が、ファシリティマネジメントの基本計画の内容に沿って、いろいろとご質問をしていただいていたと思います。公共施設マネジメントの基本計画の中で、短期、長期も含めまして、まずどこから手をつけないといけないのかという、優先順位ということで、当麻庁舎をどうしていくのか。その周辺の施設のこれからの計画をどうしていくのかということでございますが、この中で、私はずっと、私も1人の議員として、皆さんの質問をずっと聞かせていただいたわけですが、市長はずっと、庁舎は1つにしますと。ここの部分はしょっちゅう言うてはるんです。公共施設の適正管理推進事業債というものの期限も迫るということもおっしゃっておられます。公約というふうな文言も、その答弁書の中にはあります。それぐらい阿古市長は、この問題について、やらんとあかんねんということをご自分では思っていらっしゃるんですが、伝わらないんですね。議会にも、市民にも。

平成30年9月から内野議員が一般質問で言われてるんです。そのときも、庁舎を1つにまとめる必要があるという質問やから、検討する時間を下さいと。また待ってました。次、平成31年3月議会、梨本議員の一般質問です。市長は詳しく、公共施設の適正化推進事業債について、財政力の指数によって、非常に財源のことについていろいろと精査してると。財政力指数が大体30%から50%までの幅があって、うちは財政力指数が5.何%ぐらいやから、そのうちの事業債の補助率が30%から50%の間に入ると思うんやけども、非常にそのあとの残りについては、いろいろ葛城市の財政に直接かかってくるから、この事業は大変なんやと、平成31年には言うたはるんですけれども、その後、令和元年12月に、ちょうど1年前です。吉村優子議員も、この一般質問をなさっておられます。短期の計画、長期の計画となって、これは短期で考えていっていただかないといけないでしょう。そういうことによって、踏み込むタイミングを待ってるんですと。これ、一般質問でずっと議員が言うてるんですけど、きちっとした計画とか、もうちょっと内容が、議会としてはあってもいいのではないかと思いつつ、やっぱり次、また私、一般質問をして、これを聞くわ。また最後に、私、今の時点で、選挙も終わったことやし、このことを聞いとかなあかんなと思って、やっぱり聞くわけです。

4人も5人も6人も、もちろんファシリティマネジメント全体のこと聞きましかつても、喫緊の当麻庁舎のことについては、ここで聞かんと、聞くところがないんです。一般質問で聞かないと。こうやって聞いてきたんですけど、一般質問の答弁は、なかなか具体的なことを示されないで、まだ検討してます、検討してますと来られてるんですけど、一体いつになったらちゃんとしたことを示していただけるのか。ずっと議員はそう思ってるんです。もう間もなくかなと。補助金のことありますし、期限もありますし、もうそろそろかなと思ってるんですけど、市長からの発信がないから、この間の市長選でも、そのことで少しでも触れられていたんだしたら、過去の答弁書は公約ですというふうに書いてるんですけども、ちっとも市長の公約に入ってなかった。それについては一切言われなかった。市民には、

だからどうされるのかも分からない。市長が一体何をされるのかも分からない。當麻庁舎については分からない。こんな状態でありました。

もう本当に、そろそろきちっとした答弁をいただかないといけないんですけども、また一般質問ですから、限られた時間、17分でいろんなことを聞けるということもありませんので、これから本当に早急にこの問題については、先ほどの保育所の問題もそうですけども、地震が来たら、當麻庁舎は壊れますよ。市民が、もし、うろうろして、けがや死亡者が出たらどうするんですかと。このことはみんな酸いほど言ってきてました。それでも、そんなん何ぼ言われても、市長の立場も分かります。市長がなかなかここに踏み込んでいけない。そやけども、もうタイムリミットやと思います。このことについてしっかりと市民に、また議会に示していただかないと、我々は、市長が市民第一と言え、私達も市民第一です。市民第一ということは、市民の声を聞いていく役目というものがあります。そやけども、何の輪郭も、何の青写真もないのに、私達は市民に聞けますか。何も聞けないじゃないですか。どうされようとするのかも分からない。いや、まだ考えてはりますねんと4年言い続けてきました。4年言い続けてきて、何の輪郭もまだお示しにならない。そうしたら、市民の声をどうやって聞くんですか。市民の人は、當麻庁舎エリア、私の住んでるところに近い人たちは、そんな声を聞いて、いろいろ言われます。市長さんは考えてくれたはるねんけどねと。そやけど、どうしはるのかな。いや、自分たちにとって暮らしやすいようにしてやと、期待もあります。でも、期待も何も、私達、議会にも何も上げてこられなかったら、何も言いようがないんです。

もうそろそろ、令和2年の予算に2,000万円という金額を上げられた公共施設再配置検討支援委託料、この2,000万円。それから、同検討委員会の報償費16万円、これ、計上されました。ここから話は全くないんです。この話もどうなったのか。今日の一般質問は、その辺りをまず聞いて、そして、具体的なことはもう間もなくお示しいただくと思うんですが、私の一般質問は、もう一般質問で聞くのはこれで最後ですという意味でさせていただいてます。本当にいろんな議員といろんな話をしますけども、何ぼ一般質問をしても答えてくれはらへん。これではいけません、市長。だから、本当に真剣に考えていただいているから、こんな遅くなってるんですわということでもいいじゃないですか。これから議会にどう示していかれるのかということ、その考え方、それから、先ほどから言ってる、予算に計上された2,000万円と16万円、この内容も含めて、その進捗、問題点なんかあるのかということ。そういったことを、その考え方について総務部長にお答えいただいて、必ず議会にきちっとした形でお示し、一般質問で個々の議員に言うのではなくて、特別委員会を開かないといけないかもしれないじゃないですか。ですから、はっきりと議会にちゃんとした、これ、大きな事業ですよ。これ、事業として、これから我々はこのエリアをどうしていくのかということ、一緒になって、議会と行政が一体となって進めていく。そのために市民の声も、我々も聞かんとあかんのですよ。だから、我々の役目というのは、それなんです。だから、そういった意味でも、これからのざっくりした構想と、今日はもうその程度で結構ですので、近いうちにその内容をお示しいただいて、するということ、それから、市長がなぜこの4年間、

それほど精査されたのか、時間がかかったのかということも含めまして、市長にご答弁をいただきたいと。先、部長の方から、大体の今までの、今聞きました進捗、それから予算のことを含めまして、ご答弁いただきたいと思います。

**西川議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。ただいまの川村議員の質問にお答えをさせていただきます。

本年度予算計上いたしております公共施設再配置検討支援業務の進捗状況ということでございます。こちらは来年度に公共施設等総合管理計画の改定時期を控えていることから、現状における施設の状況を再度評価し、必要な対策を決定した上で総合管理計画への反映を目指しておりますのでございます。現在の進捗状況でございますけれども、施設の評価がおおむね出来上がってまいりまして、早急な対応の必要がある、当然ながら耐震診断でも答えが出ておるんですけども、當麻庁舎の周辺エリアを中心に、施設及び行政サービスの在り方について検討を加えておるところでございます。この検討に当たりましては、行政サービスを担う市職員を中心としたワーキンググループを組織し、実務上の課題を踏まえた検討ということで実施をいたしておるところでございます。

また、再配置検討委員会というものでございますけれども、予算要求当初は、コンサルタント会社への委託に対して、学識経験者など専門的な意見を聞くことが必要になるということ想定し、予算要求をしておいたわけでございますけれども、この業務委託につきましては、大学の教授が主催をされておりますNPO法人によりサポートを受ける委託となりましたので、検討委員会というものは組織をしていない状況でございます。

なかなか進まないということについての問題点は何なんだということでございますけれども、今まで施設の在り方を検討するといったことが先立ちまして、施設の維持が行政サービスの維持に直結するというような考えであったものが、今後はまちのニーズや時代背景に合わせて、行政サービスの在り方を検討することで効率化を図り、長期的な視点でサービスの全体量を維持していくことを目指し、必要なサービスを将来にわたって安全に提供し続けられる施設管理を重要視した施設マネジメントを心がけておるところでございます。

私の方からは以上とさせていただきます。

**西川議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員のご質問に答えさせていただきます。

過去におきまして、数名の議員といたしましても、多分片手では余るぐらいの議員がいろいろご質問いただいておりますということに、まず感謝申し上げたいと思います。この問題は、葛城市が誕生したときには、実はもう把握されてた問題でございます。ですので、合併当時から當麻庁舎の耐震性に問題があるということは、旧町時代から分かっておりましたので、その部分については、合併のときには触れておりませんでした。その中で、當麻庁舎の耐用年数が来るであろうということはもう分かっておりましたし、その中で、新庄庁舎の方が割合と新しかったものですから、新庄庁舎の耐用年数が来たときには、最終的には1つの庁舎を建てないといけないということは、協議の中でも話があったということでございます。で

すので、長期的なスパンとしては、必ず1つに當麻庁舎をするということは、もう合併当時からありましたが、懸案でありました當麻庁舎の耐震化につきましては、葛城市が誕生した平成16年10月には置き去りにされた話でございまして、耐震化をしないまま今現在に至っているというのが、実は大きな問題であるという具合に認識をしております。その中で、耐震化をしないという理由がどこにあるのかということを考えてまいりますと、やはり一時的な、短期的な考え方としては、庁舎機能をどのような形で分散させるのかという議論がされるべきはずであったという具合に認識をしておるところでございまして、私が就任させていただきまして、そのことにつきましてご説明をさせていただきました。當麻庁舎の危険性は排除しなければいけない。当然そこに働いていただいている、市民の皆様方も含めまして、職員の皆様方の危険性は排除しないとイケない。ですから、排除する作業を入れます。それも、一定の期間、国が援助していただいている期間の中でその作業をさせていただきますという答弁を幾度となくさせていただきましたので、もうその時期は決まっているわけなんです。ですから、それに向けてどのような作業をするのかというのが、実は本来でしたら部長の方から答弁させていただくところではございます。

具体的な予算づけといたしましては、令和2年度に2,000万円という費用がついて、その検討に当たるという費用をつけたのは最初でございまして、当然のことながら、行政内部ではいろんな検討を重ねておるところでございまして、まだ議会の皆様方とお話もさせていただけてない。一般質問の中では、これは公開の場ですので、当然ながら、インターネット中継等をされておりますので、これは当然、会議録等も残っておりますので、これは公然の事実として市民に発信した言葉でございまして、その発信した言葉どおりに作業を進めていかなければいけないという考え方でございまして、具体的な内容につきましては、議会の皆様方とご相談の上、その作業に入っていく。具体的な作業に近々入っていくということでございまして、議員ご心配いただいております、もう一定の期間でそれを完成していかなければいけないということでございまして、ご協力をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**西川議長** 川村さん。

**川村議員** 私の質問がぶれてたようですけども、この4年、合併からの課題と。合併からもう16年たっている間で、どの市長がこれを考えなかった、だから今できてないねんという、そんなことを私は聞いてるんじゃないんです。私は、阿古市長が4年間、この話について一般質問、今の時点を考えてみたら、今まだバックして4年前の話をしてる。4年間、いろんな質問をされた中で、どう検討し、当たり前じゃないですか。毎年毎年、築年数というのは増えてくるんです。いずれかは、どれか、それも古くなる。だからファシリティマネジメント、今、いろんな計画を立ててるわけです。建てたいっきにそんなこと言いませんよね。やっぱり耐久年度というのを今いろんな形で考えてる中で、當麻庁舎というのはこういう状況になりましたねと、今の時点の市長が考えるのは当たり前じゃないですか。それを市民に発信すると。私、今日時間ないから、全部答弁書をちゃんとチェックしてきたんですけど、市長は、必ず



やります。必ずやります。答弁書の前に言いました。前に言うた答弁書を答えても、「前に言いました」なんです。だから、一般市民の方にも発信されてません。それによって発信されるとかいう問題ではないんです。今の市長の答弁は、一般質問をされたからちゃんと答えてますといっても、我々何のデータも、何の青写真も、何の輪郭もないところから、今、想像だけでどうなるんですかと、ただ聞くばかりなんです。だから、今、こういった形で議会に示してくださいということを言うてるんです。全然、勘違いされてます。勘違いされてるんだったら、これから議会に示される青写真、いろんなものを1つの事業として、これから我々がそれを検討して、また市民にそれを伝えていく。この作業は、市長だけが発信するんじゃないんです。議会は何のためにあるんですか。議会は、我々は市民の代表です。我々は市民に伝えるべく、役目として、今13人いるんです。だから、いろんな意味で、市民第一は、我々も市民第一ですので、勘違いなさないでください。ですから、きっちりした、これからの市民のためのいろんな事業をうまくやっていくために力を合わせてやりましょう。議会にお示しをいただいて、これからしっかりした議論をしまいいりましょうということをあえて申し上げたくて、この質問をさせていただきました。

以上です。私の質問を終わらせていただきます。

**西川議長** 市長の答弁は要らんのかいな。

**川村議員** もういいです。多分同じことを言われますでしょう。

**西川議長** これで、川村優子さんの発言を終結いたします。

次に、9番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、増田順弘君。

**増田議員** 皆さん、こんにちは。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

3点ございます。1点目は、地域農業の振興につきまして。2点目は、新型コロナウイルス感染対策につきまして。3点目は、ハンコレスについて、3点質問をさせていただきます。

なお、これより質問は質問席にて進めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** それでは、よろしくお願いを申し上げます。

本市の農業につきましては、私が質問をさせていただくたびに、ご説明なり、私なりの葛城市の農業について説明を紹介させていただいておりますが、改めて葛城市の農業というものを若干紹介させていただきます。本市の面積、3,372ヘクタールということでございます。うち農地につきましては、午前中にご答弁ございましたように、約800ヘクタールという面積でございます。率にいたしまして24%、全体の24%が農地を占めておると。山林を省きますと約40%の、平地では農地4割、6割が宅地と、こういうふうなバランスになっておるといってございます。農家戸数につきましては約1,200戸ということでございます。葛城市が近隣市町村よりも住みよいまちであると、こういうふうには評価されておる1つの条件の中にも、この緑の多さ、バランスのいい農地の存在が要素として含まれておるのかなと、こういうふうには私は感じておるところでございます。しかし、農家の高齢化が進んできており

ます。このような農家の高齢化に伴いまして、大変厳しい環境になってきておると。農業機械、どんどん進化をしてきて、そのたびに価格も高額化してきております。また、従来は、相続といっても、長男が農地の後を継ぐと、こういうふうな相続から、分散して相続をされるというふうな農家も増えてきておるということで、1戸当たりの経営面積がどんどん細分化してきておると、こういった状況が特徴かなというふうに思います。そういったことで、もともと採算性の悪い、採算に合わない経営状態がますます悪化をしておると、こういうふうな状況でございます。このようなことから、従来は、2反、3反農家であっても機械を買ってというふうなところから、最近では、法人であったり、集落営農組織であったりと、そういった方に、大型経営をされておる方に農地の管理を預けると、農地を預けるといったような形態が最近増えてきております。当然このような大型農家、集落営農等におきましては、相当な機械に対する、また設備に対する投資が大きくなって、経営をされておるということが特徴かなというふうに思います。

農業以外の収入、昔でいう第2種兼業ですか、そういうふうな兼業農家であれば、先祖からお預かりした農地であるから、採算に合わなくても、農地を守るために農業をしてるんだと、こういうふうな方から、なりわいとして成り立つ経営が求められる農家に依存している率が上がっておると、こういうふうな状況かなというふうに思います。こういった中で、本来経営面では、不安定要素の少ない作物として稲作を中心に経営をされておるといのが特徴かと思えます。しかし、今年は、そういった安定作物である稲作に大きな被害が出たと。午前中の松林議員からもご紹介ございましたように、トビイロウンカ、トビとはトンビの羽根の色をしたウンカということなんですかね、調べますと。要するに、茶色っぽいウンカ。あまりその実態を見ておられない方もおられますので、簡単に言いますと、あいつはセミらしいです。セミの類いの、0.5ミリぐらいの大きさのセミのような形をした小さい虫やと、こういうふうにイメージしていただいたら結構なんですけど、そういうウンカが被害をもたらしたと。

長年、私も農業現場で営農指導に携わっておりましたけれども、私の記憶の中では、今年のような被害は記憶にございません。県の方にもお問合せしますと、53年ぶりということでございますので、そういう50年に1回の大きな災害やと、こういうふうなことでございます。通常の農産物の被害、こういった場合には、農家の管理不足、きちっと防除しなかったからこういうことになったんだ。もしくは、農業技術の能力が足らんから、もっと経験豊富な人は、害虫に対して適切な処置を取っておられたら、こんなことにならなかったと。こういったものが従来の農業被害の、害虫による被害の例であったというふうなことでございます。ところが、この害虫は、1年きり、寒さに弱い、冬になったら死んでしまう。毎年、ベトナム、それから中国の南西部あたりから、ジェット気流に乗って、黄砂のイメージですかね。風の森峠を通過してずっと降ってくるといいますか、湧いてくるといいますか、流れてくるといいますか、そういった流れで害虫が飛んできて、奈良盆地にさあっと落ちてくる、降ってくる。そういった害虫やということでございます。本来は梅雨時期に、そういう気候になって流れてくるんですけども、梅雨時期から収穫時期、寒くなるまでの間、収穫時期までの間

に、調べますと、1か月に1世代、だから3世代、梅雨から8月、9月、10月、こういった3か月にわたって、100倍単位で株元に飛んできて落ちよった虫が、どんどん増殖して被害を、収穫時期まで稲の樹液を吸って増え続けると、こういったことです。飛んでくる時期が、今年に限っては、何でか知らんけど、1か月早かったと。こういうことで、先ほど申し上げましたように、3回増える。本来の飛んでくる時期から1か月早く来たので、4回増える。だから、増える回数が、機会が1回増えた。これが今年の爆発的な増殖の原因やというふうにお聞きをしました。

もう一つは、どうも、今年の飛んできた虫に関しては、従来の農薬、薬で効果が下がっておると。耐性といいますか、今回の虫は強くなって飛んできよったと。この2点が重なって大きな被害になったと。こういうふうな分析を、四国の方の研究機関は、報道によって、されておるといふふうに聞き及んでございます。そこでお尋ねでございますけれども、本市のウンカによる被害、どのような状況であったのか、お尋ねをいたします。

**西川議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、葛城市において、水稻の作付面積でございますが、約3万7,200アール、筆数で約4,300筆、水稻生産の農家件数、約1,240戸でございます。令和2年度は、ウンカによる水稻被害が9月以降に急速に広がり、市内の約7割から8割の水田が被害に遭ったものと推測されます。農業共済に被害と認定されたものだけでも約1万5,000アール、約1,700筆に及び、約550戸の農家が被害認定を受けておられます。また、農業共済の調査を待たず、被害に遭いつつも先行して稲刈りをされた農家も多いと聞いておりますので、正確な市全体の被害状況は把握できていないのが現状でございます。

以上でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。私も、この農業共済に加入をしておったんですけれども、先ほどご紹介のように、調査を待たずに先に刈った1人でございます。なぜかという、待てる間に被害が拡大したと、こういうふうなことで、関係者に聞きますと、早く刈った方がましやというふうな忠告をいただいたので、早々に刈らせていただいたということでございます。被害の状況について、詳しくは把握できてないというご報告でございましたけれども、私なりに若干試算をさせていただきました。具体的などころまで、あくまでも試算でございますので、よろしく申し上げます。JAのライスセンター、去年と今年、どう変わったんだということで、お問合せをさせていただきました。処理量につきましては、去年、処理した数量より31.6%減少したと、こういうふうなご報告でございました。ところが、ライスセンター、去年と今年と、どうなん、件数は減ってるんですかと聞いたら、件数2割ほど減ってますと、こういうふうなことでございますので、その辺を勘案いたしますと、26%ぐらいかなと、こういうふうな試算をいたしました。その数字を市内の370数ヘクタールですか、それに当てはめると、収量で約1万7,000人分に相当する1,000トンぐらいの減収という試算でございます。金額に直しますと約2億5,000万円ぐらいの減収であるという、私の試みの計算でござ

ざいます。

午前中は、阿古市長も、これについての対策ということで、水稻共済の加入である一定の補償なりをされておるというご紹介もございましたけれども、この水稻共済につきましても、従来は、ほぼ全戸加盟的なやり方であったんですけれども、一昨年からですか、任意加入ということで、加入したい人だけの加入ということで、加入率が7割ぐらいだと、こういうふうに伺っておりますので、これで農家の所得の補償を十分になされるかという、必ずしもそうではないと、こういうふうに考えておるところでございます。こういうふうな被害によって、いろんなところで影響が出ておるかなというふうに思います。

ある市内の大規模稲作農家の知人からお聞きした話でございますけれども、従来この方は、お米を小売りを、従来は食糧管理法といって、国の指導の下に米の売渡しが規制されておったんですけど、今はもう自由売買ということで、小売りをされておるという方でございますけれども、毎年買っていただいている得意先に供給する米が足りないということで、近隣の市町村、比較的被害の少ない方からお米を仕入れたと、こういうふうなことでしのがれておったということでございます。また、被害に遭ったお米ですけれども、必ずしも廃棄されたわけでもなく、一定の基準に基づいて、食用として被害の米も混ざっているといいですか、従来の品質よりも下がった状態で出荷をされております。1等、2等、3等という等級があるんですけれども、例年ですと95%以上が1等米比率あったんですけれども、今年は、この管内におきましては、50%以上が2等ランクというふうなことも伺いしております。こういったことで、昨年から取り組んでいただいております、地元産米を使った学校給食、これにも影響が出ないのか、量的な確保ができておるのか、お尋ねを申し上げます。

**西川議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

学校給食におきます市内産米によります米飯の提供におきまして、新米に切り替わります11月から、先ほど議員おっしゃっておられますように、量的な確保のため、2等米での提供という形になりました。

以上でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** やはり1等米の確保はできなかつた。食味が極端に悪いとかということではなしに、ある一定の基準に満たなかつたということであろうというふうに思いますので、量的な確保ができたということだけでも安心をさせていただきたいというふうに思います。

次に、先ほどもご紹介しましたように、農家にとっては、来年に向けて非常に不安な状況でございます。ある農家では、越冬したら、田んぼに残ったら怖いのでわらを焼いたとか、それによって消防署に通報があったとか、いろいろこれによるトラブルも出ておるといふように伺っておりますけれども、越冬はしないということですので、放送の方も適時していただいたかと思っておりますけれども、燃やして殺すというふうな心配を、処置は必要ではないということもご指導いただけたらというふうに思います。県の指導機関、JAと連携を取りまして、次年度に向けての十分な対策を講じていただきたいというふうに思います。対策として

も、私は、農薬に頼ることしかないのかなど。先ほども申し上げましたように、効かない薬を何ぼ打っても、生き残って、効果がないということでございますので、こういった抵抗性薬剤の利用、こういったことが求められるのかなど。

本市のナスの栽培においては、こういった被害、非常に難防除害虫に対する助成支援をやられておられるというふうな事例もございますけれども、稲作に対しての支援策などをご検討いただいているのか、ご質問をさせていただきます。

**西川議長** 産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

病虫害に対する薬剤の補助につきましては、特定の野菜を対象にしたものとは違い、対象の農家戸数、経営体系、組織等が多岐にわたり、補助額の規模等、助成方法が難しいと考えられます。今後の対策としましては、水稻生産農家が被害に遭わないよう、今回の被害を教訓として、県中部農林振興事務所、農業協同組合とも連携し、未然に被害防除の情報等を農家に迅速に届けたいと考えております。また、先日開催しました農業経営化推進委員会におきましても、奈良県農業協同組合と中部農林振興事務所から、今年飛来したウンカは越冬しないことや、防除薬剤について、各支部の委員に対して説明を行っていただきました。各地区の経営化推進委員にできるだけ最新情報を伝達し、このような事態に対し迅速に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** 対策については、助成方法等が難しいと、こういうご答弁でございます。今回の被害、これは、なぜ支援が必要かというふうなことでございますけれども、農家が防ぎようのない被害であるということなんです。農家の努力不足で、技術の高い人が防げたということではないんです。先ほども申し上げましたように。上から降ってくるものを、傘さしたら雨がからんというふうな方法が取ればいいんですけれども、上から降ってくるものを防ぎようがないというのが今回の被害でございました。言わば、自然災害に近いのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。適切な対策、ご検討をいただきたいというふうに思うわけでございますけれども、先ほどありましたように、素早い情報提供ということが求められると思います。今年も、素早い情報は、県は出したと言うけども、末端農家には届いてないと、こういった縦のラインといいますか、連絡網といいますか、そういったことが欠落をしておったかな。私、9月25日、9月議会の最終日に、早田部長に、帰り際、ウンカ対策よろしくと、こういうお願いもしたんですけれども、なかなか部長の努力が伝わらなかったと、こういうふうなこともございます。

そこで、私からのご提案でございます。お聞きを願いたい。指導機関の説明によりますと、先ほど申し上げましたように、今年のウンカは、耐性が非常に従来の虫と違って、薬剤に対する抵抗性が強くなっていると。今後は、指導機関等に、先ほどもございました、会議を開くと、効果の高い薬剤に移行することを勧められております。今年、中国地方、日本の山口県で新しい薬の試験をされて、今回のウンカ対策の比較をされたというふうに伺っております。

この薬以外の周辺の田んぼはウンカの被害を多く受けましたけども、この薬剤を使った圃場は被害を逃れたと、こういったことで、現場での実証をされておるといふうなことも伺いました。そこで、本市の水稲作付面積、先ほどありました、380ヘクタールでございます。次年度、水稲作付予定されている農家に対して、先ほど申し上げました、防除効果の高い薬剤への移行助成ということで、1,500円、これは私も聞いて驚いたんですけども、従来の薬剤3,700円から3,800円というふうに向ってあります。それが、先ほどご紹介した、4社ほどから出ておる新薬剤については5,300円ということで、1,500円ぐらい高くつくつと、こういうことでもございました。これを根拠に、10アール当たり1,500円助成を支給していただいたとして、管内380ヘクタール分、掛け算をしますと570万円、このぐらいの予算で市内全域のウンカ対策に備えができると、こういうふうな試算、このことにつきましてご検討いただけないかなと、こういう提案でございます。ウンカ対策全般を含めまして、市長のご所見を賜りたいと思います。

**西川議長** 阿古市長。

**阿古市長** さきの議員の質問の中にもございましたけども、今年のウンカの被害というのは、私が、実はこの業界には関わっておりましたので、被害は初めて見るぐらいのひどい状況であったというのは事実でございます。ただ、それを天災と考えるかどうかというところにつきましては、若干また意見が変わってきます。本来、トビイロウンカにつきましては、偏西風に乗って、梅雨の時期に梅雨前線で、日本のその地域、ある一定の停滞した地域に落ちてくる。ですので、そのときの実は、今は防除所という言い方をするんですか、どうか分かりませんが、発生予察を出されます。当然、捕虫した、落ちてきた匹数がある一定の面積の中で捕まえて、それを発表されるという作業が入ります。ですから、その時点で、その秋のウンカの発生状況というのは決まってしまう。当然、ウンカが落ちなければ発生がないということですので、ここ数年におきましては、多分日本列島には梅雨前線が停滞しないで、太平洋側とか、特に停滞したエリアでは海の方に落ちたので、発生がしてなかったようには感じておるんですけども、そのような生態を取っておりますので、ですから、それが天災であるかどうかというのは、非常に微妙な、空から落ちてくるというのは毎年のご事情でございますので、ですから、それをどう考えるのかというのは、意見が分かれるのかなという気がいたします。

薬剤抵抗性の方は、私、しばらく議員等で離れておりましたので、もう20年ほど、東南アジアで使われた薬剤がどんな薬剤なのか。それによって、その地域で抵抗性を持ったものが偏西風に乗って落ちてきているのかどうかというのは分かりませんので、その辺の意見というのはないんですけども、その辺が、実は、ナスビというミナミキイロアザミウマの防除とはまた違う感覚なのかなというような思いをしております。ですので、これ、行政として税金を使うことについての意味を内部で再度検討させていただきたいと思っております。その結果につきましては、まだ、どうする、こうするというのは、この時点では結論を持っておりませんので、しばらく検討させていただきまして、果たしてそれが税金の使い方として妥当であるのかどうか、議員がご指摘のような、ご提案のような方策を取るのが妥当なのかどうかとい

うのは、検討させていただきたいと思います。今、現状の意見といたしましては、そこまででございます。

以上でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。これ、一部の地域ではございませんので、葛城市全般にわたって、それも、奈良県下でも、特に葛城市についてはその被害率が高いということでございますので、地域の農業を支えるというふうな意味も含めまして、地域の緑を守ると、こういうふうなことも含めまして、前向きなご検討をよろしくお願い申し上げておきたいと思います。

それでは次に、これも3回質問をさせていただいて、毎回ご答弁いただいているんですけども、農産物のブランド認証につきまして、再度、4回目の質問をさせていただきます。その都度、先ほど申し上げましたように、ご答弁いただいております。2016年9月、この折には、基礎調査を行うと具体的なご答弁もいただいた、こういうふうなこともございましたけども、状況が進んでおるように感じません。現状どのような状況か、お尋ねをいたします。

**西川議長** 産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま議員ご質問の基礎調査、平成28年9月議会に答弁いたしておるところでございますが、確認しましたところ、実施の方ができていないということでございます。

以上です。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** そういうことで、せっかく質問したのになど。それから、そんな前向きなご答弁をいただいたのになど、こういうふうに残念に思うところでございます。本市の農業につきましては、宅地開発等で非常に都市化したような状況ではありますが、まだまだ農業地帯、古くからの、商業、工業と並んで、本市の主要な産業の1つでございます。企業誘致も重要ではございませんけれども、地場の産業、この活性があって市の財政健全化にも寄与するのではないかと。こういうふうな重要な課題であるというふうに思うわけでございます。ネギ、切り花等につきましては、奈良県下でもトップクラスの農産物であるということは、市長も十分ご承知かというふうに思っております。こういった中で、農産物に限らず、商業、工業、葛城市が誇る地場産品のブランド化に向けて、市長のお考えをもう一度お尋ねいたします。

**西川議長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。まさかここで私の方へ来るとは思ってなかったもので。多分ブランドの話というのは、私が就任する前の話からも含めて、多分されてたのかなという記憶がございます。その中で、その当時の理事者の方からも前向きな答弁をされていたというのは記憶がございます。これ、かなり難しい作業かなというのは、その当時から感じておりました。といいますのが、品種によってブランド化させるのか、栽培方法によってブランド化させるのか、また、作物の種類によってブランド化させるのか。いろんなブランド化の手法というのは多分あるのであろうと思うんですけども、その辺が、ある種、曖昧であるというか、その地域の中で何が向くのかというのがなかなか分かりにくくて、ブランドに持つ

ていきにくいのかなという思いの中で、過去から聞いておったわけなんですけど、今、現実、葛城市のブランドとなっておりますのが、一番は、最近生産者の数が少なくなりましたので、あれですけど、二輪菊が過去からございました。それは、全国的に菊の栽培が盛んになりまして、かなりそのブランド力も弱くなったのかなと思います。

それと、もう一つ大きいのは、ネギの栽培が非常に多いという認識をしております。ネギも、ある種ブランドに近いものがあるのではないかという認識を持っております。ですので、葛城市の今、農産物の中では2作物がブランド化されてる作物であるという認識を持っております。あと、栽培農家の中では、最近増えてきてるのはナスビ、それと、収益性の問題で、イチゴが多分それに類するものとして出てくるのかなという思いがあります。その中で、生産地としてのブランドを持つには、もう少し耕作面積であるとか、市場に対する影響力を持つ必要があることを考えますと、量的なものでのブランド化ではなくて、多分、種苗会社とある種打ち合わせ中での品種のブランド化が一番適するのかなというような思いはしておりますけども、その辺の検討をどのようにするのかというのは、しばらく間があいておりましたので、復活させていただきたいと思います。当然、これ、JAも含めまして、その生産農家も、そういう研究会が多分あるんやろうと思いますので、その辺と連携を取りながらやっていく作業になるのかなと。行政だけが突っ走ってやれる作業ではございませんので、種苗メーカーもできれば引き込んだ中での考え方が必要なのかなという思いがいたしております。

以上でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。真剣に、もう4回目ですので、ぼちぼち着手していただくことを強く求めておきます。

先日、新聞を見ておりますと、斑鳩町が地域ブランドの取組の紹介をされております。既に昨年までに21品目、これは、先ほど紹介しましたように、農、商、工産品ということでございますけども、今年5品目を追加したと、こういうふうなご紹介もされております。県内、それ以外にも多くの自治体が、このことについて積極的に取り組まれております。先ほどお話ございましたように、JA、それから県の指導機関等と十分ご協議いただいて、前向きにご検討いただくことを強くお願い申し上げます。

それでは次に、新型コロナウイルス感染についてのお尋ねでございます。前回の私の一般質問でも懸念をしてみましたように、気温の低下とともに感染者の数が非常に増加をしております。昨日の報道でも2人と、毎日、市町村別の感染者数の状況がご報告されておりますけれども、改めて本市の感染者の状況についてお尋ねをいたします。

**西川議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。よろしくお尋ねいたします。

ただいまお問合せいただきました感染状況についてでございますが、奈良県の報道資料、ホームページやLINE配信に基づき、把握させていただいております。本年4月7日まで市町村名が公表されず、各管内の保健所名での公表でありましたが、4月8日以降は市町



村名が公表されるようになりましたので、それ以降の資料を基に、12月8日現在の感染状況でございますが、奈良県の感染者累計1,323名で、このうち葛城市の感染者の累計は22名となっております。葛城市における感染状況でございますが、県内12市の罹患者を直近の人口割りし、罹患者の多い順に比較しますと、12市中9番目の罹患者率となっております。

以上でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。前回の質問でご答弁もございました。本市の医療機関が加入をいただいております北葛城地区医師会、これによりますPCR検査センターが、先日開設をされたというふうに伺っております。まず、その開設に係る予算につきましてお尋ねをいたします。

**西川議長** 保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** PCR検査センターの開設につきましては、9月の議会でも、新型コロナウイルス対策として、北葛城地区医師会、香芝市、葛城市、広陵町、王寺町、河合町、上牧町の先生方による協議事項として、既存病院を活用し、先生方が輪番制でPCR検査を実施することの検討をされていることを答弁させていただきました。その後、協議を重ねられ、11月初旬に、検査センターを実施する場合の費用の概算額が決定し、関係する2市4町の負担金を試算した上で、北葛城地区医師会と2市4町が11月14日に協定を締結し、11月17日から正式名称、香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センターを開設することになりました。このことから、予算につきましては予備費を充用いたしました。充用金額は207万5,000円でございます。

以上でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** センターを開設していただいたと。予算的には、予備費で207万5,000円と、こういうことであつたということでございますけれども、この開設の内容について、設置内容につきましてお尋ねをさせていただきます。

**西川議長** 保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センターの開設につきましては、北葛城地区医師会の先生方が輪番制で検査を実施していただいております。実施場所は2市4町内の2か所としまして、香芝市の香芝生喜病院、上牧町の奈良友絃会病院の場所をお借りして、ドライブスルー方式で開設しており、1日当たりの検査件数は8件まででございます。開設される日程でございますが、香芝生喜病院は毎週木曜日、奈良友絃会病院は毎週火曜日となっております。完全予約制でございます。設置の期間につきましては、11月17日から令和3年3月まででございます。

以上です。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。火曜日、木曜日と、こういった形で検査をしていただいております。この際、この施設を受診したいと、こういった場合に、受診の流れ

についてお尋ねをいたします。

**西川議長** 保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センターは、北葛城地区医師会で運営いただいておりますので、北葛城地区医師会の先生による予約が必要となりますので、一般市民の方が直接申し込んでいただいても受付いたしません。発熱等の症状のある方は、まず身近な医療機関に電話で相談いただき、検査が必要と判断された場合、検査ができる発熱外来認定医療機関などの場合はその医療機関で検査し、検査ができない医療機関の場合はPCR検査センターを予約していただくことになります。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** 今、直接は受けられないと。かかりつけ、最寄りのお医者さんからのご紹介のみやと、こういうご紹介でございます。今の説明の中で、発熱外来認定医療機関と、こういったこともご説明の中でありましたけれども、発熱外来認定医療機関による検査体制、これが市内で今、着々と検査体制が充実をされておるといふふうに伺っておりますが、この取組状況につきましてお尋ねをいたします。

**西川議長** 保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 県が認定する発熱外来認定医療機関につきましては、9月末頃、中和保健所管内で50か所認定されており、葛城市内の医療機関数は7か所程度と把握しておりました。12月1日時点の県の資料では、中和保健所管内において125か所で、市内医療機関は9か所となっており、初期の段階から近隣市町に先駆けて認定を受けていただいております。認定医療機関の名称はお答えすることができませんが、葛城市医師会の先生方は、風評被害の問題のある中、インフルエンザが流行する本格的な冬の到来までに準備を整えていただき、地域の医療を守るためにご努力いただいているところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** 7か所、8か所ですね。これ、市内の医療機関の数からいくと、非常に多くの先生方が発熱外来認定医療機関にエントリーをされておるといふことでございますので、非常に市民にとっては心強いところかなというふうに思います。

先日、肺に障がいのある方、自宅で療養されておる方とお話しする機会がございました。コロナのことを尋ねますと、もし、感染となると、命に関わる、非常に怖いということで、心配をされておりました。報道によりますと、感染者の中には、症状がないと。だけど陽性反応が出たとか、知らない間にとか、そういう数が非常に多いと。やむなく大勢のところに出ていく必要がある方とか、そういったところへ行ったので心配だとか。それから、先ほど申し上げましたように、肺に疾患があつて、もしかかっているのであれば、早めに治療したら安心だとか、そういった心配、念のために、こういったことで検査をしてほしいと希望される方は、私、恐らく多数おられると思うんです。そういった希望者に対する検査というものは、どのような対応をしていただけるのか。そういう対応の方法があるのか、お尋ねをいたします。

**西川議長** 保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 任意で希望してPCR検査を受けられるのかということでございますが、今回の市内の医療機関が実施する発熱外来認定医療機関及び北葛城地区医師会の、香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センターにおけるPCR検査等の新型コロナウイルスの検査は、感染症法第15条第1項及び第3項第1号に該当する、感染者及び感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者を対象とした行政検査として実施されており、希望による任意で行う検査は実施されていないところでございます。

以上です。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** 予備的にはできないと。民間で、送ったら検査してくれるとかというのは別けども、行政検査で、無料と言ったらいいんですか。国の費用でやってくれる検査には対象にならないと。処方箋もしくは医師の紹介が必要と、こういうことでございますね。分かりました。

ただいまの説明をお聞きしまして、管内の医療機関による検査体制、これは非常に十分な備えをさせていただいてるというふうに認識をしております。また、感染者数につきましても、先ほどご紹介がありましたように、比較的少ない状況であると、こういうご報告でございました。地域の医療機関の皆さん、それから市のコロナ対策関係部局に対しまして、努力のたまものであると厚く感謝を申し上げます。引き続き、感染収束に向けてご尽力賜りますようお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、最後3つ目の質問に移らせていただきます。3つ目、ハンコレスについてでございます。現在、本市では電子入札、それから電子決裁、こういった行政事務におけます電子化を次年度から本格稼働するというので、現在準備を進めていただいているところであるというふうに認識をしております。ハンコレスにつきましても、こういった電子化に伴う一連の改革であるのかなというふうに思います。また、菅総理大臣に替わってから、10月7日でしたか、閣僚会議での席で、首相がハンコレスの改革に向けての指示を出されたというふうなことも承っております。そういったことで、国、県、市町村、非常にこのことに関して、判この使用廃止については議論が活発化しておるというふうに認識をしております。

新聞でも出ておりましたように、県内では奈良市、全国では福岡市が先進的に実施をされておるということでございますけれども、本市におけますこのことについてのお考え、今後どのように進めようというふうにお考えか、お尋ねをいたします。

**西川議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの増田議員のご質問でございますが、まず私の方からは、葛城市の現在の取組状況をお答えさせていただきます。現在、政府において行政手続における押印について、原則廃止という方向で作業を進められておるところでございます。これを受けまして、本市におきましても、各種行政手続などにおける押印の実態を把握するため、本年10月に各部署に対し、条例・規則等の例規上、押印が必要とされているものの洗い出し作業を依頼し、その報告を受け、現在取りまとめまでを行った状況でございます。

以上でございます。

**西川議長** 総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。

私の方からは、全国の状況、県内の状況、それから今後の方向性ということでございます。全国の状況を見てみますと、先ほど議員ご紹介のとおり、令和2年9月末時点ではございますけれども、行政文書への押印を廃止するとした福岡市をはじめ、鎌倉市、三重県津市、愛知県名古屋市、長野県那須塩原市、尾道市、新潟市など、政令市等の大規模市において押印の廃止が進んでいる状況でございます。県内におきましては、奈良市では既に226種類の書類への押印を廃止したほか、438件の書類についても廃止を検討しているとのことでございます。ただし、県内のその他の市につきましては、いまだ検討段階が多く、現時点では、廃止に向けた文書の洗い出しを行っている段階の市が6つでございます。

今後でございますけれども、先ほど企画部長答弁いたしましたように、各部署に調査報告を依頼し、その報告を受けた中から、さらに市民、事業者から市に対しての申請書、それから届出書といったもの、それから市から市民、事業者の方々に対する通知等に分け、それぞれ押印が必要な文書がどれぐらいあり、押印を省略することについての影響を検討した上で、影響のないものについては押印廃止を進めていくよう検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。このように、今ご紹介ございましたように、全国でこの問題については、スピーディーに廃止に向けて進められておるというふうに認識をいたしました。法律で、条例で定めておらない文書等については、速やかに廃止に向けて取り組める案件かなというふうに思います。コロナ感染の収束のめどが立たない中ではございますが、当分の間は、人と人との接触を控えるといったような生活形態が求められておるというふうに思います。そのようなことから、行政事務、それから教育現場等においても、電子化が進められておると。ハンコレスも、これに合わせて改革を進められるべきであると、こういうふうに考えておるところでございます。先ほどの先進事例、これも十分に参考にさせていただきながら、本市においても、ハンコレスを積極的に進めていただくこと、早急に着手していただくことをお願いいたしまして、私からの一般質問をこれで終わらせていただきます。

**西川議長** これで、増田順弘君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、会議は午後3時40分から再開をいたしますので、よろしく申し上げます。

休 憩 午後3時28分

再 開 午後3時40分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、谷原一安君の発言を許可いたします。一問一答方式で行われます。

6番、谷原一安君。

**谷原議員** 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安でございます。議長の許可を得ましたので、

本日最後の一般質問に立たせていただきます。一般質問の柱は大きく2つございます。さきの10月の市長選挙で阿古市長が再選されました。広報かつらぎ12月号に、阿古市長は、2期目に当たっての抱負を、「さらに魅力あふれる、誰もが住みよい葛城市」という理念を掲げて、7つの政策提言をされております。選挙が終わって最初の定例会一般質問となりますので、この市長の所信について、広く市政全般にわたって質問してまいりたいと考えております。

もう一つは、それに先立ちまして、今、新型コロナウイルス感染拡大が大変な状況になりつつあります。医療の逼迫、さらには医療崩壊ということが懸念される段階にありまして、何としても感染拡大を食い止めていかなければなりません。その上で、葛城市としてどういことができるのかということについて質問をしてまいりたいと考えております。

これよりの発言は質問席にて行わせていただきます。よろしく申し上げます。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** それでは、質問させていただきます。まず最初に、コロナ感染症を抑制する対策についてであります。全国で感染者、また重篤な患者が大変増加しております。医療崩壊の危機を迎えている都道府県も出てまいっております。日本共産党は、感染の拡大を抑えるためには、濃厚接触者だけではなく、ホットスポットと言われる感染地域や、あるいは医療、高齢者福祉施設などに、徹底した全額国費によるPCR検査の実施を政府に求めてまいったところでもあります。新型コロナウイルス感染症対策では、自覚症状のない感染者を早期に発見し、隔離、保護することが感染拡大を抑える上で重要であるからであります。しかしながら、政府が検査費用を全額国費で負担するにはまだ至っておりません。しかしながら、強い危機感から、地方自治体が独自に高齢者福祉施設や医療施設に対して積極的にPCR検査を実施し始めております。最初にその先頭を走ったのが東京の世田谷区でありますけれども、それ以降も、江戸川区、あるいは神戸市や北九州市、県でも広島県などが、こうした広いPCR検査を独自にやるということを決めております。奈良県におきましても、11月25日、第15回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の後に、荒井知事が記者会見されまして、感染者を早期発見、即時隔離するために、感染拡大地域の医療機関及び福祉施設等の職員、利用者等に対して、唾液採取によるPCR検査を一斉・定期的に行うと発表いたしました。日本共産党の県議員に伺いまして、感染地域に特にこだわらず、広く順次やっていくという考えであるようであります。そこでお伺いいたします。葛城市内の高齢者施設は幾つありますか。また、検査対象となる介護施設等の従事者及び入所者数を把握されておられますでしょうか。よろしく申し上げます。

**西川議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。

葛城市内の高齢者施設としましては、特別養護老人ホームが3か所で定員合計は304名、有料老人ホームが4か所で定員合計は116名、サービス付高齢者向け住宅が1か所で定員は50名、介護老人保健施設が2か所で定員合計が240名、認知症対応型生活介護、いわゆるグループホームが2か所で定員27名であります。それ以外に、日中の居場所としてのデイサー

ビスが17か所ございます。介護従事者につきましては、人数は把握しておりません。

以上でございます。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** ありがとうございます。入所者数については、定員で把握されているということでありませう。奈良県の方はホームページで、葛城市もホームページで掲載されましたけれども、先ほど紹介しました、第15回の奈良県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議での内容、大体1日に700検査ができるということでもありますから、的確な把握をしていただいて、奈良県が、葛城市でそうした検査をするときには、迅速にできるようにお願いしたいと思います。しかし、こうした検査も、高齢者福祉施設と医療機関に限られております。問題は、教育施設及び保育施設、学童保育施設、さらには、万が一、葛城市役所で感染者が出た場合、そのときの対応が私は問題になってくるのではないかと思います。その際、濃厚接触者だけではなくて、広く信頼性を確保するために、職員には検査を行うべきだと考えますけれども、どうお考えでしょうか。お伺いします。

**西川議長** 保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 新型コロナウイルス感染症の検査の状況でございます。先ほど増田議員からのご質問にもありました、奈良県が推進し、認定している発熱外来認定医療機関、そして北葛城地区医師会の香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センターなど、徐々にではありますが、検査体制が整備されつつある状況でございます。感染者の発生時には、濃厚接触者だけではなくて、状況に応じて、職場、学校のクラス等の単位での検査を実施されている状況でございますので、保健所の指導の下、教育施設と職員の検査について対応していくべきと考えております。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** 今ご答弁いただきましたのは、先ほどの増田議員の議論の中にもありましたけれども、いわゆる行政検査のみということであろうと思います。日本共産党が求めてまいったのは、いわゆる社会的検査、行政検査以上に広く検査をしていくということが大事かと思います。とりわけ、この間も大きな企業におきましては、企業の信頼性、社会的信用を保つために、企業の負担でPCR検査を職員にやると、全ての職員にやる。あるいは大学病院などについては、自ら自前の検査できますから、全てやると。こうした社会的検査こそが、本当に感染拡大を防ぐためには非常に大事だと思ってるんです。しかも、今、PCR検査は唾液による採取で検査ができるようになって、マスコミ等でも、今、民間の企業が、これは東京の例ですけども、まちなかにPCRセンターを民間企業が開いて、任意で自由に検査できる体制を取りました。長蛇の列になってましたけれども、テレビで見ましたけれども、2,900円の負担なんです。さらには、今では2,000円を切る唾液検査をやるところも出てまいっております。したがって、需要と供給の関係があって、これだけ民間企業の方も、検査会社がそうした体制を整えてきてまいっておりますので、2,000円あるいは3,000円としても、例えば葛城市役所で誰か出た場合に、市民の方々に安心して市役所に来ていただくためにやる設定費用としても、そう予算的にはかからないのではないかと私は思います。こういうこと

も含めて、ぜひ、そういう民間の検査状況の動き、葛城市でどうするかも含めて、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

続いて、学校のことについて、感染対策について伺います。夏の間は、あまり学校では感染しないのではないかという楽観的なことが流れました。実際夏はあまりそう多く学校で感染した例はないんですが、ここへ来て、各学校でクラスターに類似する例が出たり、あるいは実際奈良県でもありました。今朝ですかね、報道でありましたけれども、他府県では、クラスターが実際に学校で発生してる例も出てまいっております。冬に向かって、密閉空間になりやすい教室で過ごす子どもたちの感染予防がどうなってるかということについて伺いたいと思います。小・中学校で教室内での感染防止、どのようにされてるか伺います。よろしくをお願いします。

**西川議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。よろしくお願いいたします。ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

教室内の感染予防でございますが、文部科学省からの、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に基づきまして対策を取っております。具体的には、密閉、密集、密接が重なる場所で集団感染リスクが高まるとされています。この3つの条件が同時に重なる場所を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場所でもリスクを低減するため、できる限りそれぞれの密を避けるよう対策しています。さらに、厚生労働省からの緊急事態宣言解除以降の感染拡大傾向により、感染リスクの高い条件といたしまして、いわゆる3密と大声であったと分析されています。様々な状況証拠から、3密と大声の環境においては、飛沫感染や接触感染に加えて、マイクロ飛沫感染が起りやすいものと考えられています。これを受けて、学校におきましても、3密と大声に注意するよう対策を取っています。なお、感染経路を断つために、手洗い、咳エチケット、消毒も徹底しております。

以上でございます。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** 感染対策マニュアルをしっかりと作って、対策取られてるようですけれども、問題は教室内の環境であろうと思います。感染予防のために教室内の環境基準をどう設定されているか伺います。

**西川議長** 教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問、お答えさせていただきます。

教室の環境基準でございますが、文部科学省が示します目安は、窓を少し開け、室温は18度以上、湿度は40%以上となっておりますが、感染予防対策といたしまして、密閉を回避するため、換気を徹底しています。具体的には、気候上可能な限り、常時困難な場合はこまめに、このこまめにといいますが、30分に1回以上、数分間程度窓を全開するというところでございまして、2方向の窓を同時に開けて換気を行っております。換気を行うことによりまして室温や湿度が変化いたしますが、外気温や子どもたちの体調等、様子を見ながら、また

健康状態にも注意しながら換気を行っています。また、換気に加えまして、各教室ごとに加湿機能付きの空気清浄機を導入いたしまして、常時稼働させておりまして、感染症対策を行っております。

以上です。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** 教室内の感染ということが、これからは大変になるろうと思います。換気に努めると。これは結核感染の教室感染でよく言われてるのは、2回は開けなさいということで、30分に1回ということですから、コロナも同様だろうと思うんですが、開けると温度が下がる。それから、温度が下がったところに、さらにまた温度を上げていくと、今度は湿度が下がるということで、大変管理が難しいところだろうと思うんですが、これはしっかり守っていただかないと大変なことになると思いますので、生徒の協力も得ながら、先生方だけでやるのも大変だろうと思いますので、ぜひ工夫してやっていただきたいと思います。

さらに、時間がないので、これはお願いになるんですが、クラスター発生は、部活動でこの間発生しております。教室内の感染予防も大事ですけども、いわゆる大声を出すということです。それから、部活動は自主活動ですから、基本的に先生の管理が必ずしも十分でない下で行われることがあります。放課後、先生がすぐ部活動の場所に行くことはできない等ありまして、この点についてはしっかりと対策を、部活動における対策をぜひ取っていただきたいと思います。

さて、次に2つ目の柱として、今度は、市長に主に所信を問うということに移っていきたいと思います。市長は、広報かつらぎ、大変美しいページだったと思いますけれども、広報かつらぎ12月号に、第2期阿古市政スタートということで、大変美しいページを掲げられて、ここに7つの提言ということで示されておられます。この提言について、市政全般について市長の所信をお伺いしたいと考えております。

まずタイトルに、さらに魅力あふれる、誰もが住みよい葛城市にということで、これは阿古市長の理念だろうと思います。これは本当に市民にも共感を得られる理念だろうと思いますけれども、まず、住みよいまちづくりということについて伺いたいと思います。東洋経済新報社による住みよさランキングで、葛城市は全国31位、近畿で2位となっております。実際若い世帯の流入が続いて、人口が増えております。葛城市のホームページ「すもう、葛城市！」のページでは、葛城市が住みよさランキングで高い評価を受けた要因として、18歳までの子どもの医療費助成、これが全国3位、老年人口1,000人当たりの介護老人福祉・保健施設定員数、全国13位、転出入人口比率、全国29位、20歳から39歳の女性人口当たり0歳から4歳児数が全国で59位、そして水道料金、全国82位と、これはホームページで紹介しております。これらの要因で特徴的なことは、0歳から4歳児のおられる家庭が増加してる。つまり若い世帯の転入が増え続けていることが、指標の順位を押し上げているということがあろうと思います。つまり若い世帯が葛城市に住み続ける、あるいは住むことを選んでいると考えられますけれども、そこで市長に伺いますけれども、こうした魅力はどこにあるというふうにお考えでしょうか。お伺いいたします。



**西川議長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。若干質問の内容を勘違いしてたみたいで。私の公約の部分で聞かれるのかなと思ったら、ホームページに出てるところ、市のホームページのところを中心にお伺いになってるみたいなので。まず、やはり若い世代が葛城市に移り住んでるその要因というのは、1つは、地理的要因が大きいように思います。葛城市内には、私鉄と国鉄入れまして7つの駅があるということが、非常に奈良県の中では利便性がいい。大阪までのアクセスがよいということがまず1つあると思います。それと、もう一つは、自然の条件が挙げられるのかなと思っております。自治体といたしましては、山間エリアを3分の1持っているということが非常に大きくございます。全国を見ましても、そのバランスで持っている自治体というのは、そんなに多くはないと思います。平たん部でしたら、平たん部だけを持っているですとか、山間部でしたら、山間部だけを持っているような自治体も結構ございますけども、葛城市の場合は、平たん部と山間部、山麓エリアも含めまして、持っているということが、自然の条件が非常に整ったということが考えられると思います。

それと、もう一つは、これは葛城市の成り立ちにあるわけなんですけども、非常に福祉、教育、行政サービスと言われる部分、老人介護の部分も含めましてですが、非常に高水準のサービスを維持しているということが大きいように感じております。それ以外におきましては、例えば具体的に若い人たちの声を聞きますと、若干まだ葛城市は土地安いですよとか、そういう話もありますし、水道料金安いですよとか、そんな話もありますし、非常に若い世代というのが、特に永住をされる方につきましては、2,000万円、3,000万円という大きな投資をされますので、その地域のことを非常に調べた上で来られます。ですので、そういう細部にわたってお調べになって、来ていただいている。その中で、やはりソフト場面も含めまして、バランスの取れた町であるということが、高評価をいただいていると感じておるところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** ありがとうございます。よく分かりました。これについて、本当に住みやすいまちということで評価を受けてるということだと思んですが、市長は、全国で31位と評価された葛城市の住みよさを、引き続き維持し、さらには発展させたいとお考えですか。

**西川議長** 市長。

**阿古市長** あくまでこれは数字を、実は目的というか、目標にしてるわけではないんです。ここにお住まいの人の住みやすさといいますか、市民第一のまちづくりをすることによって、最終的にその評価が更に上向いていけばいいとは思いますが、その数字だけを目的にしますと、非常に打算的といいますか、目立つ部分だけやっつけてしまいそうな気がしますので、ですから、地道にいろんな住んでる人に温かいサービスを積み上げていくということを目指したいと感じております。ある種、今、全国レベルの31位、近畿で2位という住みやすさというのは、ほぼ、葛城市の財政力も含めまして、いろんな条件を考えますと、ベストの状態に近いのではないのかなという認識を持っております。ですので、近畿で1位を目指しますよというの

ではなくて、あくまでも住みやすさを追求していくまちづくり。結果的にそれが、さらに全国のランキングとして上に行けばいいんですけども、なかなかこれ以上のということは難しい。現状維持できれば、今現在かなり住みやすさブランドというのができつつありますので、そのブランドを浸透させる意味においても、今の水準を維持していきたいという思いでいるというのが現実でございます。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** 大変守りの姿勢だなと思ったんですが、さらにと、ここに書いてありますので、そういう意気込みを強く持って、魅力あるまちづくりに取り組んでいかれるのかなと期待しておりましたけれども、葛城市のホームページ「すもう、葛城市！」には、これは市のホームページですから、皆さんよく見られると思うんですが、住みやすさであることについて、先ほど市長がおっしゃったように、交通至便であること、景観の良さ、さらには子育て支援等、福祉が充実していること。そのことと併せて、学童保育料が県内で最も安いとか、家庭ごみの収集が無料であるとか、上下水道料金が県内で最も安いとか、ライフコストが非常に葛城市は安いということが載せられております。ただ、このホームページだけでなく、先ほど市長がおっしゃいましたように、若い世代は、大変な高額不動産を買うわけですから、ホームページを見ますと、不動産の会社のホームページは本当によくできてまして、近隣市の公共料金比較をちゃんと出すんです。そうしたら、明らかに葛城市が安いということが歴然としております。そういう中で葛城市を選んでこられる若い方が多いと思うんですけども、私は、ここで問題とってるのは、いわゆる県域水道一体化問題で、葛城市の水道料金が将来どうなるかということをも市民の皆さんが心配されてることなのであります。これについては、28市町村で料金統一すれば、これは葛城市の良さが、その面ではなくなっていくわけでありませけれども、ここで市長は、従来からずっと、市民にとって有利な方を取りますというふうにおっしゃってるんですが、このことについては変わらないかどうかについて、改めてお伺いしたいと思います。

**西川議長** 阿古市長。

**阿古市長** 変わりございません。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** 市民に有利な方を取っていただけるということでもあります。そこでお伺いしたいんですけど、何を基準としてそれを判断されるのかということです。市民にとって有利、不利という判断基準があらうと思うんですけども、それについて市長の今のお考えをお聞かせ願えたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

**西川議長** 市長。

**阿古市長** 水道事業としての長期的な財政状況の比較はもちろんのこと、水道の理念像である持続、強靱、安全の確保を図ることが必要であると考えております。様々なことを総合的に判断することが必要であるという考え方でございます。市民の皆さん方に有利、不利という、最終的な結果として出てくるというのは、実は水道料金として一番出てくるのかなという気はしておりますけれども、そこにたどり着くまでのいろんな条件整備としては、今申し上げた部分

が主体となると考えております。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** これ以上の議論は、県域水道一体化調査特別委員会がこの議会でも設けられまして、議論することになります。1月には覚書を締結するというふうな段階で、これは新聞でもいろいろなところが出ておりますから、これについては、また委員会でしっかり議論してまいりたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。時間が押してますので、葛城市の良さを守るためと、広域化の問題については、一度しっかりと市長の意見をお伺いしたいところなんですけれども、時間があれば、また後に戻りまして聞きます。

具体的に7つの提言をされておりますので、その7つの提言について、これについて具体的にお伺いしてまいります。いずれも私は、葛城市民にとって、これは納得、共感できる政策提言であろうと思います。しかし、現実にこの提言を実行に移すとなれば、現在の葛城市、様々な問題や矛盾も抱えております。その点について阿古市長に1つ1つお伺いしたいと思います。

まず最初に、教育環境の充実と子育て支援に関わってであります。先ほどの川村議員からの質問にもありました。若い世帯の転入及び保育の無償化の中で、保育ニーズが高まって、葛城市でも待機児童、これは1桁ではありません。2桁に上る数の大変な待機児童が出ているわけでありまして。また、小学校におきましても、定員を超えるのではないかと懸念されてる小学校が出ております。その一方で宅地開発が盛んに行われておりますけれども、教育と子育て環境、それから宅地開発のバランス、これをどうお考えなのか。これは市長にお伺いしたいと思います。

**西川議長** 市長。

**阿古市長** 非常に難しい話だと思います。まず一番やらないといけないことというのは、待機児童の解消をやらないといけないというのは一番感じておりますので、それをまず解決することが大切だと思っております。その取組というのも、実は始めておるわけなんですけれども、従前から申し上げておりますのは、葛城市においては、大規模な住宅開発はやりませんよ。その中で、活気あるまちづくり、公約の中で5万人チャレンジという言葉も出しておりますので、活力あるまちづくりをやっていきますよというお話をさせていただいております。ですので、極端な、急激な宅地開発をやるというイメージでは、実はないんです。そのバランスといいますのは、例えば従前の施設なり、社会資本の投資の範囲内で、新たな極端な投資が要らない範囲内の活力のあるまちづくりを目指していくという考え方を持っております。ですので、例えば大規模な住宅開発をやりません。当然のことながら、中学校、今現実には2つですけど、3つにしましょうとか、そういうふうな感覚ではございません。あくまで2つの中学校でいける範囲内のバランスを保っていきたいという思いでおります。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** この問題については、私も、市長選挙の最中に市民の方々、非常に市政に対する関心が高くなります。これをすごく心配されてる方がたくさんおられました。市長は5万人都市、住

宅が増えたらいいと、人口が増えたらいいとおっしゃってるけど、一方でそれを受け入れる、来ていただいたって喜んでもらえる状態でなくなるのと違うかと、これでいいのかということをとたくさん聞いたんです。そこで伺いたいんですけども、宅地開発において、児童公園を作るとか、公園の要求が出てくるわけですけども、これについては、公共用地の確保に関する基準を葛城市は設けているのか。これをお伺いしたいんです。

**西川議長** 都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。

住宅開発地における公園の設置につきましては、奈良県の開発許可制度等に関する審査基準に基づき設置をしております。設置基準において、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上の開発行為につきましては、公園、緑地、または広場の合計面積が開発区域面積の3%以上の面積を開発区域内に設けることとなっております。

以上です。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** 今ありましたように、開発基準としては、0.3ヘクタールの開発区域であれば、そういう義務があるけれども、先ほどおっしゃったように、なだらかに行くと、小さいミニ開発だったら、これを設ける必要はないと。しかし、後から住民から必ず出てきます。児童公園を設けてほしいとか。したがって、こうしたことについて、何らかの住宅に対してきちっとした規制をしないと、人口が増えるだけで、保育の問題、学校の問題、出てきます。また、0.3ヘクタール未満のミニ開発については、公園の問題も出てまいります。この点について、住宅開発が今は大変進んでるんですけど、こうした住宅開発計画を求められると考えるんですけども、この点についてどうお考えなのか、お伺いします。

**西川議長** 都市整備部長。

**松本都市整備部長** 葛城市における住宅開発につきましては、無秩序な開発ではなく、都市計画法における市街化区域及び都市計画法第34条第11号区域に定められた区域において開発が行われており、これらの場所での適法に行われる開発行為について市が制限をかけることはできないものでございます。葛城市としましては、これらの場所での開発行為に対し、今後お住まいになられる方が住みよい環境で生活できるよう、葛城市開発指導要綱に基づき、適切な開発指導を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上です。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** 開発指導要綱を今のままでいくと、規制はできないと、ほとんど適法だと思います。しかし、従来は、市街化区域、市街化調整区域の線引きで住宅がコントロールできてきたけれども、さきにおっしゃいました、要は奈良県の特例措置がありまして、市街化調整区域の農地が、どんどん今は葛城市では宅地開発されてるんです。だから、農地を手放したい人も増えてるから、余計開発が進んで、それで土地代も安いから、安く住宅が手に入るということで、非常に私は、住宅開発がコントロールしにくい状態にあるのではないかと懸念しております。この点については、将来のまちづくりに関係することですので、ぜひ、どこかで総合

的に検討していただけたらと思います。適法だから、そのまま仕方ないんだというふうに行くのかどうか。これはどこかで考えていただけたらということをお願いして、次の質問に移ります。

2つ目に、市長は、高齢者の医療福祉の充実ということでおっしゃっております。高齢者福祉については、葛城市、施設等も含めて進んでおると考えております。原課の方、大変よくやっていたことは、私も日々相談活動を受ける中でも、非常によくやっていたと思います。しかし、介護サービスの制度にのっていない、それ以前の方です。例えば、まだお元気なだけけれども、耳が聞こえにくくなって、生活が不自由し始めたとか。そういうふうな、介護サービスを受ける以前で、不便されて、でも自分1人でしっかり生きていきたいという方に対する支援も、今後やっていく必要があるのではないかと考えるんですけども、こうした高齢者の生活を支えていくために、不便を取り除くようなきめ細かな葛城市の独自の支援策が必要と考えますけれども、これについてはどうお考えですか。お聞きしたいと思います。担当課の方でも結構ですから。

**西川議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。

ただいまの、高齢者、そして障がい者の支援についてでございます。本年度は、高齢者福祉分野におきまして、葛城市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画の策定を、また障がい福祉分野におきましては、葛城市障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期葛城市障がい児福祉計画の策定を行っております。さらに、それらの上位計画としまして位置づけられる第1期地域福祉計画も併せて策定しており、令和3年度からは、これらの計画に基づいて、高齢者や障がい者の方々が安心して暮らせるまちづくりを目指して、施策に取り組む予定でございます。

以上でございます。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** 今年度計画策定して、令和3年度から、そういう高齢者の方に住みやすいまちづくりという、障がいを持っておられる方も同様だと思いますが、ぜひ、ここは広く網をかけていくとか、その前段階の方まで目が行き届くような施策を打っていただけたらと思います。今日は具体的にはもう申し上げませんので、また機会があったら、この問題も取り上げたいと思います。

3つ目ですけれども、尺土駅前開発と産業の活性化ということであります。尺土駅前開発については、この間も、吉村始議員などが繰り返し取り上げてこられました。私も以前、委員会等で申し上げたんですが、今、尺土駅の南側、東に向かって道路が拡幅されて、歩道も設置されております。しかし、駅前の景観としては大変よくありません。本当に歩道だけです。これが近鉄新庄駅、JR大和新庄駅、駅前は都市景観として街路樹もきちっとあって、非常に落ち着いた環境、都市景観になっておりますけれども、尺土駅については、将来、葛城市の入り口に当たる、急行もとまる、玄関口のような役割を果たす駅になると思うんですが、本当に殺風景なんです。これについては何度も、例えば歩道に街路樹をつけてほしいと。

朝通勤しても、照り返しが大変で、日陰もないという状態であります。このことについて、私は、本当に風格ある尺土駅前周辺の景観を作っていくということについては、もっと知恵を絞るべきではないかと考えておりますが、この街路樹等を設けることなど必要だと思うんですけども、これについてのお考えを原課の方にお伺いしたいと思います。

**西川議長** 都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

尺土駅前周辺整備事業におきましては、駅前広場部分に低木の植栽を計画しております。道路部の歩道につきましては、幅員の確保ができる範囲での設置は可能でございます。供用開始前には、地元の意見も聞かせていただきながら、東側の市有地の部分、また駅前広場内に街路樹などを設置した良好な景観形成につきまして検討してまいりたいと考えております。以上です。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** 私は、公共施設を作る場合には、利用者が本当に快適であるという視点が大変重要だと思うんです。昔だったら、行政が主導して、専門家の意見を聞いてぼんと作るということでしょうけれども、今は住民の方々も大変そういう意味での意識も高くなり、情報もたくさん得ることができる時代になってますので、ぜひこの点については、設計等見直しも含めて、今、低木のおっしゃいましたけれども、果たしてその低木という、植え込みですよ。それだけでいいのかということも含めて、もう一度、練り直しをしていただけたらと思います。これは尺土駅前開発となってるわけですから、この開発については、もう一度しっかりと住民の方々の声も取り入れながら考えていただきたいと思います。

さて、4つ目であります。堅実な財政への改革と健全化。これは利権政治からの脱却ということと併せてお伺いしたいと思います。これまでの一般質問で、私は、入札契約改革による行財政改革ということで繰り返し述べてまいりました。葛城市では、工事請負費や民間委託費、備品の購入、民間事業者との契約による予算の執行で毎年30億円程度支出されてるということも、一般質問の中でお聞きいたしました。これらの入札契約の在り方について、精査することによって支出を抑えることができる。利権政治からの脱却という観点からも、入札契約の改革を進めていくことが求められていると訴えてまいりました。

具体的な事例について伺います。資源ごみ収集運搬処理事業については、これまで一般質問で繰り返し取り上げてまいりました。このことについては、これまで一般質問で、不透明な随意契約になってることや、大変なコスト高になっていることを指摘して、競争入札を行うことを、梨本議員などとともに、このことについては取り上げてまいったわけでありまして。11月9日に一般競争入札が実施されました。そこで、その結果についてお伺いしたいと思います。また、一昨年1年間の資源ごみ収集運搬処理事業の契約金額等も含めてお答えいただけたらと思います。また、その差額が幾らぐらいになったのかということについて伺います。

**西川議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。よろしく願いいたします。

本入札の予定価格から申し上げます。予定価格は、1か月当たり、税抜きの金額で1,129

万円、応札者は6者。落札金額は、1か月当たり、税抜きで650万円、税込み金額ですと715万円です。そして、昨年度のこの事業の委託費は年間で1億6,048万700円でしたので、今回の落札金額との差額は年間で7,468万700円となりました。

以上でございます。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** 資源ごみの収集委託費について、一般競争入札によって、これは年間7,000万円以上の経費節減となりました。前は3年契約でありましたから、これは、3年間に直すと2億円を超える節減になるわけであります。そこで伺います。市長はこのことについてどのように評価されておられるでしょうか。

**西川議長** 市長。

**阿古市長** これまで、本会議をはじめ、所管いただく常任委員会または予算、決算特別委員会等で、機会あるごとにこの業務の契約の在り方、見直し検討の必要性などのご意見をいただいてまいりました。それらのことも考慮いたしまして、今回3年間の長期継続契約満了を区切りとして考え、今回、公共性、経済性、機会の平等性に優れる一般競争入札を実施いたしました。このことは、一般競争入札の長所が表れたものと受け止めながらも、これまで随意契約と一般競争入札についていろいろ議論がありましたことや、今後、このことにどのような影響が出るのか、出ないのかを検証していかないといけないと、しっかりと取り組み、見極めていきたいと考えておるところでございます。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** ありがとうございます。一般競争入札まで、よくここまでやっていただいたと感謝いたします。なかなか難しい案件だったとは思いますが、原則に立ち戻って競争入札したということでもあります。財政健全化のためにも、私は、入札契約改革が必要だとずっと訴えてまいりましたが、今年度予算につきましては、入札適正化法に基づく第三者委員会の設置の予算が作られております。これは、政府の入札適正化指針に基づいて第三者委員会を設置するというので、奈良県でもかなり多くの市が既に設置して、効果を上げているものであります。予算も今年度ついておりますから、今、電子入札等で大変お忙しくされているとは思いますが、今年度中に何らかの形で、こうしためどをつけていただきたいと思っております。更に言えば、私も、一般競争入札で単価がずっと下がればよいというふうには考えておりません。これについては、公契約条例とか中小企業基本条例のように、地元の業者、あるいはそこで働く方々の賃金等、こうしたことを含めて考えていく必要がありますが、当面は、まず入札改革をしっかりとやるというのが、葛城市の私は課題だろうと思っております。その次のステップにそうした問題もあろうとは思いますが、当面は、入札改革ということについて、第三者委員会の設置も含めて、しっかりとやっていただきたいというふうにお願ひしておきます。

次に、市民の生命・財産を守る災害対策ということについてお伺いしたいと思います。避難所の耐震化について伺いたいと思います。特に指定避難所について伺います。熊本地震でも指定避難所が地震に被災して、避難所として使えない状況が大きく報道されました。葛城

市におきましては、この指定避難所の耐震化の状況はどのようになっているか、伺います。

**西川議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの谷原議員の質問にお答えをさせていただきます。

本市の指定避難所でございますけども、今年度、地域防災計画を見直しいたしまして、新たに中央公民館を指定避難所に追加いたしております。その結果、現在15か所でございますけども、そのうちの耐震基準を満たしている施設でございますけども、小・中学校の体育館で7か所、それから當麻スポーツセンター、ゆうあいステーション、いきいきセンター、それからコミュニティセンターの11か所と、奈良文化高等学校のリズム館が耐震基準を満たしているというところでございます。それから、本年度に、市民体育館及び中央公民館につきましては、耐震補強工事を実施しておりますところでございます。新庄スポーツセンターにつきましては、耐震診断を実施しておりまして、また耐震改修が必要という状況でございます。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** あと1か所ということで、現在もう進めてるところが完了すれば新庄スポーツセンターのみになるということで、小・中学校も耐震化が葛城市は進んでおりますし、この間、一貫して計画的に整備されてここまで来てることは、本当に市民としても心強いところだろうと思います。そこで問題は、川村議員から一般質問にもありました、當麻庁舎の問題であります。このことにつきましては、いろんな地震災害の中で、庁舎の耐震化が遅れてる、遅れてる、お金がないと言いながら、地震災害を受けて、大変復旧が遅れたという、複数そういう市がございまして、これは、私は、もう16年間、當麻庁舎については問題があると言われながら、ここまで使い続けてるということになっております。これについては、先ほど市長が、作業に着手する段階に来てるというお言葉でしたから、この点につきましては、地域住民の声をしっかり聞いていただいて、さらには議会とも協議を尽くしていただいて、早急に、着実にこの解決の道を歩んでいただきたいというふうをお願いしておきます。

さて、災害対策ということの中に、もう一つ、防犯ということがあります。災害だけでなく、防犯のことを少しお聞きしたいんですけれども、市民の生命・財産を守るためには防犯ということも大切であろうかと思えます。先ほど紹介した「すもう、葛城市！」のホームページには、葛城市の犯罪率が県内12市中4位であると紹介してあります。まだ4位なんです。私は、近鉄新庄駅で時々立つことがあるんですけれども、近鉄新庄駅の南側の駐輪場、それから北東側に、柿本池の横に駐輪場がありますけれども、よく自転車が盗まれると。それから、若い女性にとっては、暗いところがあって非常に怖いという声をよく聞きます。これは庁舎のすぐ近所の話ですので、実は街灯設置については、大字から要望のあるところは、大字要望としてかなり大字は明るくなってきております。ところが、こうした公共の施設について、本当に目が行き届いているのかどうか。そうした声を市民の方からいただいておりますけれども、点検して、直ちに私は改善していくべきだと考えますけれども、担当部の方ではどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

**西川議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。



市内各駅前の駐輪場には街灯整備を一旦はしておるところでございます。ただ、今ご指摘のとおり、夜間の照度レベルが暗くて危険ということで、その状態を再度確認させていただいた上で、増設が必要な箇所につきましては、できるだけ早急に対応してまいりたいというふうに考えております。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** このことと関連してなんですけれども、第1期目のときの阿古市長の公約として、利権政治を排除するというので、大字要望制度というのを作っていただいて、今実施しております。各大学から、予算要望、改善要望、道路の改善、街灯など、いろんな要望を出していただいて、そしてそれを予算に反映させると。市の方では、それを受け取って、実際を見て、緊急度の高いものから予算を措置していくと。非常に公平な制度にさせていただいたわけでありまして。これについては、大変喜んでいただいている声も聞いておるんですが、一方で、市民の方から、要望を市役所に言いに行ったら、ここが危険だとか、ここをこうしてくれと要望を市役所に伝えに行ったら、いや、そのことは大字要望制度で大字区長からあげてもらわなアカンから、大字区長に言いに行ってくれと、そこからあげてくれというふうに言われたと。それについて、それはおかしいんじゃないですかと。市民が市役所にいろんなことを相談に行ったり、要望をしに行ったりすることはできないんですかと。これでは二重行政そのものじゃないですかと。市役所を通す前に大字の役員を通してくれって。これはあまりにもひどいのと違うかということ、私は何人かの方から伺ったことがあるんです。この点については、大字要望制度というのは優れた制度だと思いますけれども、あまりにもしゃくし定規な運用になると、市民の方からとってみたら、不信感を持たれるようなことになるのではないかなと思うんですが、この点について私は改善すべきだと考えるんですけれども、いかがでしょうか。お答えいただきます。

**西川議長** 企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの谷原議員の質問でございます。市への要望ということでございますが、大字要望制度につきましては、平成29年度よりスタートいたしまして、現在4年目を迎えているところでございます。制度といたしましては、各区長のご協力を得ながら、スムーズな運用ができるようになってきているところございまして、一方、住民が直接市に要望することについてでございますが、直接市民の方が市役所へ来庁されまして要望された場合には、市のそれぞれの担当課がしっかりと市民の声を聞き、要望の内容について確認した上で対応方法を検討し、その結果を当該の市民の方へ回答させていただくとともに、必要に応じて、該当する大字区長への連絡も行っているところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** 市としては、そういう対応をするということで方針を持っておられるようなんですけれども、そういう方針があることと、原課の窓口の方がそういう対応をされるというのは全く違うことでありまして、そこに市民の方が不信感を持たれることのないように、実態としてその方

針が徹底されることをぜひやっていただきたいと思います。

時間がなくなりましたが、最後に、残した問題でぜひ聞いてみたいことがありますので、戻りますけれども、葛城市の良さ、これは私は本当に誇るべきものがあると思います。これは長年にわたって、旧新庄町、旧當麻町の職員の皆さん、議会の皆さん、町民の皆さんが協力して、こういうまちづくりをやってきたと思うんですけれども、その葛城市の良さが、今、広域化という名の下に、特に奈良県知事の奈良モデルという形で広域化が進められてきているわけですけれども、地方自治の良さや広域化の問題について、市長の見解をお伺いしたいんです。と申しますのは、例えば葛城市は、平成の大合併で合併した市であります。つまり、今、人口減少の下で行政のサービスがなかなかできにくくなっている。単位を大きくして行政効率を上げて、住民サービスを維持しようということで、平成の大合併を総務省あたりが音頭を取って進めたわけですけれども、葛城市はそれで合併して、サービスは高く、負担は低くということで、両町の優れたところを入れて、本当にそういう意味では成功した事例だと思うんです。ところが、奈良県は合併があまり進みませんでした。小さい町や村がいっぱいあります。そこで、奈良県としては、そういうところをしっかりとカバーしていかなあかんということで、広域化を進めようとしてきているわけです。それにはそれなりの理由があると思うんですけれども、葛城市のようなところ、まさにそうやって努力したところ、努力しているサービスをしてる葛城市が、広域化の名の下に、例えば国保だって、県内で3番目に安かった葛城市の国保税、統一料金で毎年上がります。消防の問題もありますけど、今度は水道の問題が喫緊になってるわけですけれども、今後のまちづくりについて、市長は、葛城市の予算を守ることと、県が進めていく広域化、これについてどうお考えなのか。一度、その考えについてお聞かせ願えないでしょうか。

**西川議長** 市長。

**阿古市長** 現在の地方の市町村は、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化、高度化する情勢の中で、広域化する行政課題の確な対応に迫られていると考えております。自治体によりまして、規模や地理的条件、財政状況等の事情が異なりますので、特に事務事業によっては、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の地方自治体が協力して実施することで、より効率的でかつ質的にも向上した事務処理が可能であるものと考えております。しかしながら、場合によりましては、広域化によりまして住民サービスの低下を招くこともありますので、個別具体的にメリットやデメリットなどについてしっかりと検討を行うとともに、将来的なことも見据えた上で判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** この広域化の問題については、市長がおっしゃったように、メリット、デメリット両方あるかと思います。日本共産党も、広域化が全て悪いと考えているわけではありません。当然必要な広域化、これは、市町村がそれぞれ協議しながら広域化を進めていく。これはありだろうと思っております。ところが一方で、今、市長がおっしゃったように、住民サービスを逆に低下させるような、非常に画一的な、努力してる自治体がかえって損するような、そ

んな画一化は、私は悪い画一化だと思います。この点については、まさに議会で決めていくことがあろうと思いますので、議会での議論も深めていかなければならないと考えますけれども、最後に1つだけ、私の問題意識として述べさせていただきますけれども、議会としては、広域化になると権限が失われますよね。議会で議決してきた様々な権限が、広域議会に移されるということになります。なかなか市民の声が届かない。議員の声も届きにくくなるという問題もありますので、この場におられる議員の皆さんにも考えていただきたいと思うんですけれども、行政の方は行政の論理で、行政サービスを維持するために広域化に踏み込んでいくことがあろうかと思いますが、議会は議会の立場で、しっかりと住民の声が届いて、住民のサービスが守れるかどうかということをしっかり今後とも議論して、この広域化問題について葛城市民の暮らしが守れるように考えていきたいと思っております。

以上をもちまして私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**西川議長** これで、谷原一安君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日11日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分に参集願います。また、午前9時より議会運営委員会が開催されますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時39分